

第 6 章 大綱と基本方針

1. 大 綱.....68

2. 基本方針.....68



御笠の平野と宮地岳

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱『未来へ守り育む古代の文化遺産 阿志岐山城跡』

史跡阿志岐山城跡の保存活用計画では、史跡の本質的価値を損なうことなく保存し、未来へ伝えていくことを第一義とする。加えて、史跡の本質的価値はこれからも発掘調査を続けることで深まり、その保存活用の方法については関係者や地域の方々とより良い方向を皆で形作り育て推進していく。そのため、史跡阿志岐山城跡の保存活用計画の大綱は、史跡の本質的価値がこれからも深まり、保存活用も新たに形作っていくという視点から、文化遺産として未来へ「守り育む」ことを大綱とする。

第2節 基本方針

1. 保存管理【史跡の本質的価値の保存と区域ごとの適切な管理の実施】

史跡の本質的価値を損なうことなく未来へ伝えるため、関係者等で連携して情報を共有し、区域の特性にあわせた保存管理を行う。また、近年増加の傾向にある集中豪雨等による毀損についても、区域ごとに基準を設けて対応する。広大な史跡を確実に保存管理するため、計画的な公有地化と樹木管理を推進する。

2. 調査・研究【史跡の本質的価値を把握するために継続的な調査・研究の推進】

史跡が広大であることから、現在のところ未だ史跡の全体像が解明されていないため、その本質的価値を深める調査・研究を継続的に実施する。調査成果は、今後の史跡の保存活用・整備に活かす。

3. 活用【史跡の本質的価値を広く伝えるために多様な活用の推進】

史跡の本質的価値を広く伝えるため、生涯学習・学校教育などと連携して多様な活用を推進する。史跡の本質的価値を広く伝えることで、人々に史跡の魅力を感じてもらい、古代の文化遺産として未来に守り伝えるための土壌を育む。

4. 整備【保存管理と活用を実現するために長期的な視野での整備の実施】

史跡の本質的価値を守り伝えるために、保存管理のための整備と、活用のための整備に大別して、長期的な視野に立って整備を実施する。整備の実施にあたっては、各種の必要な計画を策定した上で段階的に取り組む。

5. 運営・体制

【史跡阿志岐山城跡を未来へ守り育むために関係者等が連携した運営・体制の整備】

管理団体と土地所有者や関係機関が連携し、適切な運営が行える体制を整備する。運営・体制の整備のために、土地所有者や関係機関のみならず、行政内部や地域なども含め、未来にわたって史跡阿志岐山城跡の保存活用を行うことができる体制づくりを行う。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性	70
第2節 保存管理の方法	71



被災現場と復旧・確認作業

第7章 保存管理

本計画策定の主要な目的の一つは、広大な範囲の史跡の本質的価値を損なうことなく確実に保存し、継承していくことにある。第6章の大綱及び基本方針を踏まえ、保存管理の方向性と推進する方法を以下に示す。

第1節 保存管理の方向性

史跡阿志岐山城跡では、災害リスクの低減を目指すことで史跡の本質的価値を構成する要素を確実に守るための保存管理を行う。そのために第5章で示したこれまでの調査成果や地形、現状の土地利用状況などを踏まえて設定した区域ごとに保存管理を行う。

保存管理にあたっては、土地所有者・関係機関（以下、土地所有者等）が多いため、管理団体である筑紫野市と土地所有者等が史跡の本質的価値や、史跡の現状と課題についての情報を共有し、理解と協力の上で取り組む。

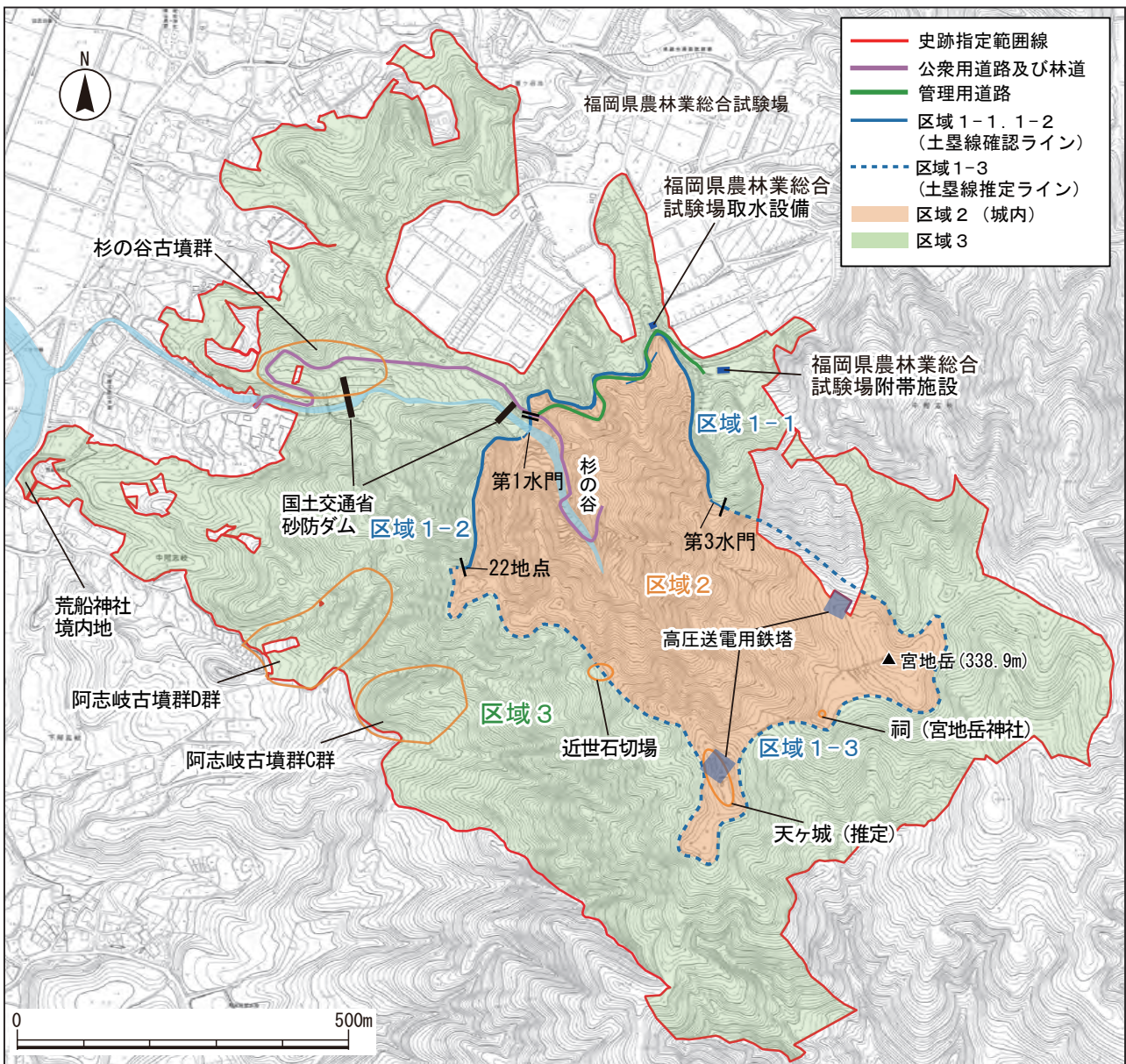


図30 区域区分と構成要素図

第2節 保存管理の方法

史跡の保存管理のため、区域ごとの特性に合わせた方法を表 22 で示す（p56、課題 保 - イ）。史跡が広大であるため、巡視・草刈・管理用道路の設置等にあたっては地域の協力を得ながら実施する（p56、課題 保 - ア）。また、管理に必要な標識や管理用道路等の設置を計画的に進める（p56、課題 保 - ウ・ク）。

1. 区域ごとの特性に合わせた保存管理（p56、課題 保 - ア～オ・キ）

表 22 各区域の管理方法

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する要素の確実な保存に取り組む。 ・区域ごとに適切な保存管理を目指す。 ・管理団体と土地所有者等が史跡の本質的価値を理解し、保存管理について協議・協力しながら取り組む。土地所有者等と事務手続き等の連絡を適時取る（課題 保 - オ）。 ・安全面の観点から最低限の整備が整うまでは、公開は限定的に取り扱う。 ・巡視等の際に、文化財に対する危険箇所の記録を蓄積していく。 				
	区域 1-1	区域 1-2	区域 1-3	区域 2	区域 3
構成する価値要素	土塁・石塁（水門）等の遺構。 埋蔵されている可能性がある遺構。 谷などの水系、遺構と一体的な自然地形。		埋蔵されている可能性がある遺構。 谷などの水系、城壁と推定される自然地形。		
要素（主なもの）	砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、取水施設および附帯施設、林道、管理用道路。		近世石切場、天ヶ城（推定）、保安林、人工林、分収造林、林道。	保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、林道、管理用道路、祠。	古墳群、砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、畑、墓地、宅地（上物なし）、林道、管理用道路、神社境内地。
管理	管理団体が中心となり、年に1回以上、定期的な巡視と荒天後の巡視を行い、遺構の毀損（きそん）がないか確認する。		管理団体が中心となり、年1回程度の巡視と荒天後の巡視を行い、遺構の毀損がないか確認する。	管理団体が中心となり、甚大な自然災害後に状況に応じて巡視を行い、毀損がないか確認する。	管理団体が中心となり、必要に応じて可能な範囲で確認する。
	巡視の際に、雨水や獣害などで遺構に影響がみられる場合は、土嚢等で応急処置を行う。			経過を観察し、調査・研究の成果により管理方法を検討する。	
災害復旧	自然災害による毀損が発生した場合、状況を把握して適宜復旧する。		自然災害による毀損が発生した場合、場所や程度を把握し、状況に応じて復旧や経過観察を行う。		
樹木管理	樹木管理計画を検討し、遺構を破壊する樹木は、土地所有者等の理解を得ながら整理する。巡視等に影響がある支障木については、土地所有者等の理解を得ながら、適宜枝打ち等を行う。分収造林については別途、協議を行う。		巡視等に影響がある支障木については、土地所有者等の理解を得ながら、適宜枝打ち等を行う。分収造林については別途、協議を行う。		経過を観察する。分収造林については別途、協議を行う。
現状変更	史跡の本質的価値を保護するため、原則として史跡の保存管理、調査・研究、活用、整備を目的とすること以外の現状変更は認めないものとする。			史跡の本質的価値を保護するため、原則として史跡の保存管理、調査・研究、活用、整備を目的とすること以外の現状変更は認めないものとする。今後の調査・研究の成果で見直しを行う。	

2. 現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等の取扱い (p56、課題 保 - イ)

指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という）を行う場合は、文化財保護法第二百五条第一項に基づき、文化庁長官の許可を事前に受けなければならない。現状変更等の許可申請をする場合には、筑紫野市教育委員会文化財課と事前の協議が必要になる。

同規定を踏まえ、史跡の本質的価値を確実に保存するため、現状変更等の円滑な取扱いに向けて、区域ごとの現状変更等に関する取扱基準を図 31 に設定する。

図 31 現状変更等に関する手続きの流れ

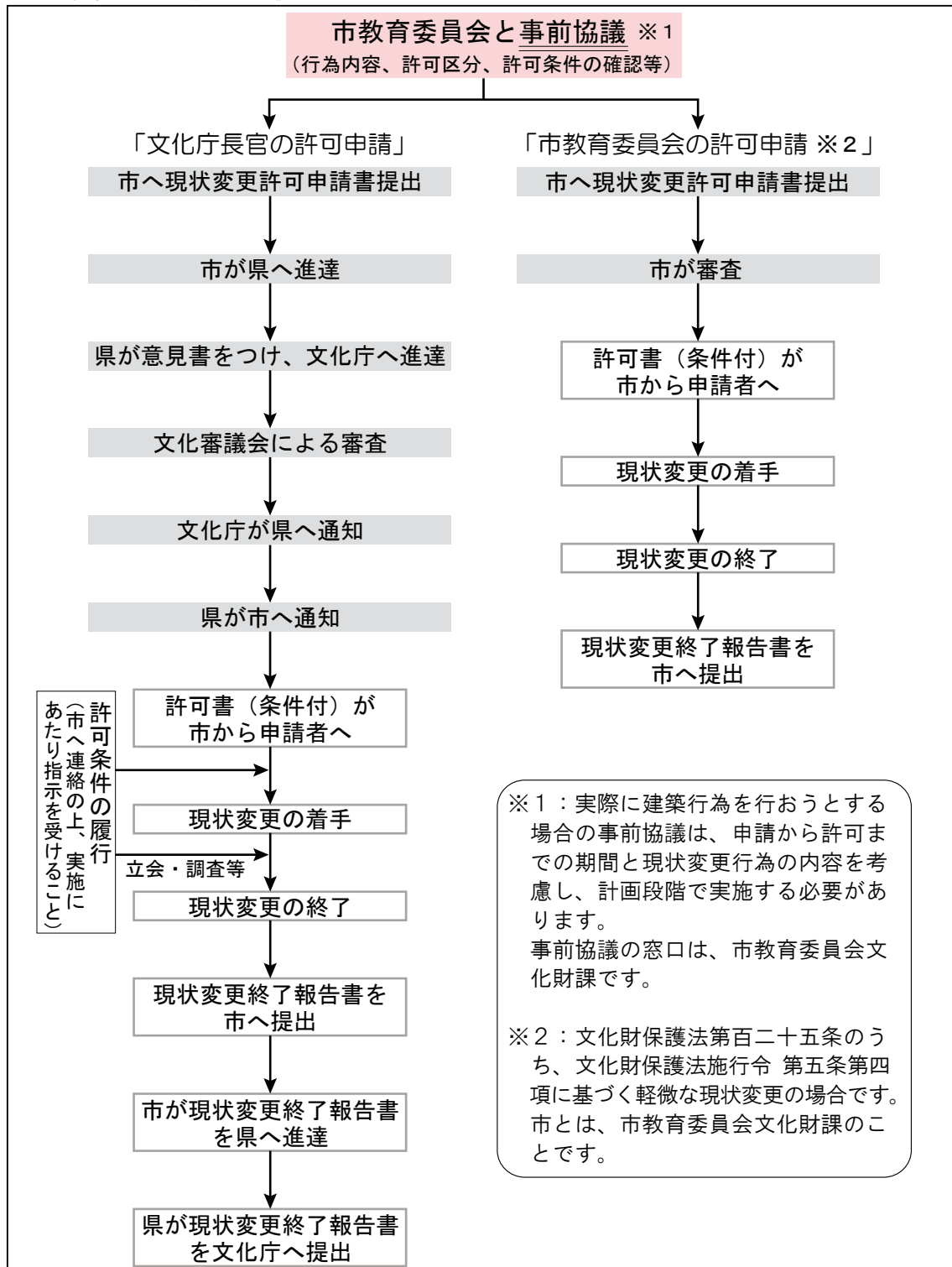


表 23 各区域の現状変更等の取扱基準の詳細

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更等は原則認めない。ただし、史跡の保存管理・活用・整備を目的とした行為や公益上必要な行為については許可する場合もある。 ・現状変更等にあたっては、文化財部局と十分に事前協議を行い、史跡の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとすることに留意する。 				
	基準	区域	区域 1 (1~3)	区域 2	区域 3
本質的価値を構成する要素			土塁・石塁（水門）等の遺構。埋蔵されている可能性がある遺構。谷などの水系、遺構と一体的な自然地形。	埋蔵されている可能性がある遺構。谷などの水系、城壁と推定される自然地形。	埋蔵されている可能性がある遺構。谷などの水系、城壁と推定される自然地形。
それ以外の要素(主なもの)			砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、取水施設および附帯施設、林道、管理用道路。	保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、林道、管理用道路、祠。	砂防ダム、保安林、人工林、分収造林、高圧送電用鉄塔附帯施設、畑、墓地、宅地(上物なし)、林道、管理用道路、神社境内地。
現状変更等の規制	1. 建築物	新築	史跡の保存活用に伴う行為に限り認める。ただし、史跡への影響が最小限となるよう配慮するものとする。		
		増改築・除却	遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。		
	2. 工作物・土木構造物の設置、改修、除却		史跡の保存活用に伴う行為及び公益上必要な行為に限り、遺構等に影響を及ぼさず、史跡の景観を損なわない範囲で認める。		
	3. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等による地形の改変		原則、認めない。	史跡の保存活用や史跡景観の向上に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。	
	4. 山林作業道の設置		原則、認めない。	史跡の保存活用や史跡景観の向上と、保安林の維持に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。	
	5. 木竹	伐採・抜根	遺構等に影響を与えないもので、史跡の保存活用や史跡景観の向上に資するものに限り認める。		
		植栽	史跡の保存活用、保安林の維持に資するものに限り、遺構等に影響を与えない範囲で認める。		
	6. 地下埋設物の設置、撤去、除却		公益上必要なものに限り認める。ただし、史跡への影響が最小限となるよう配慮するものとする。		
	7. 発掘調査及び保存整備		史跡の保存活用を目的とした発掘調査及び調査・研究に基づく保存整備は認める。ただし、適切な範囲・方法を十分に検討して行う。		
	8. その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為		史跡の保存活用に資するものあるいは公益上必要で、かつ遺構等に及ぼす影響がないもののみ認める。		

(2) 市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務

文化財保護法施行令第五条第四項に定められる行為は、文化庁長官に代わり市教育委員会が処理を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断をする。

表 24 筑紫野市が処理する事務（文化財保護法施行令第五条第4項）

イ. 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住宅専用地域又は第二種低層住宅専用地域におけるもの
ハ. 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ. 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト. 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ. 史跡名勝天然記念物の保存のための必要な試験材料の採取
リ. 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ. 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル. 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ. イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

(3) 現状変更の許可を要しない行為

史跡の現状変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、又は保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第二百二十五条第一項ただし書に基づき、現状変更の許可を要しない。なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する。なお、該当する行為に対しても、遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

表 25 現状変更該当しない行為（文化財保護法第二百二十五条第一項）

維持の措置 特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則 (昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
	史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	
保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合	

表 26 現状変更の許可を要しない日常管理

既存建築物・工作物に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> 掘削を伴わない屋根、外壁、内装、設備などの修繕。 基礎の改修を伴わない門、塀、柵などの修繕。 高圧鉄塔および付帯施設の維持管理のための、管理道の清掃、枝打ち。 福岡県農林業総合試験場用の取水設備の維持、管理。
既存土木構造物に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> 掘削を伴わない道路、水路の修繕。 道路および水路の清掃。 既存砂防施設の定期点検に伴う、枝打ち。
日常生活に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構に影響を及ぼさない農作業、清掃。 庭木、生垣などの剪定、枝打ち。 神社境内地の清掃。
史跡環境の維持に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> 清掃、枝打ち。
植林・保安林の維持に係わる管理行為	<ul style="list-style-type: none"> 作業道の造作がない枝打ち。

※「枝打ち」は樹木の枯枝・下枝などを切落すこと。
 ※「清掃」には除草、草刈も含む。

(4) 指定地周辺での行為

史跡に関連する遺構の存在が想定される指定地周辺については、文化財保護法第九十三条、九十四条の規定による取扱いを行う。

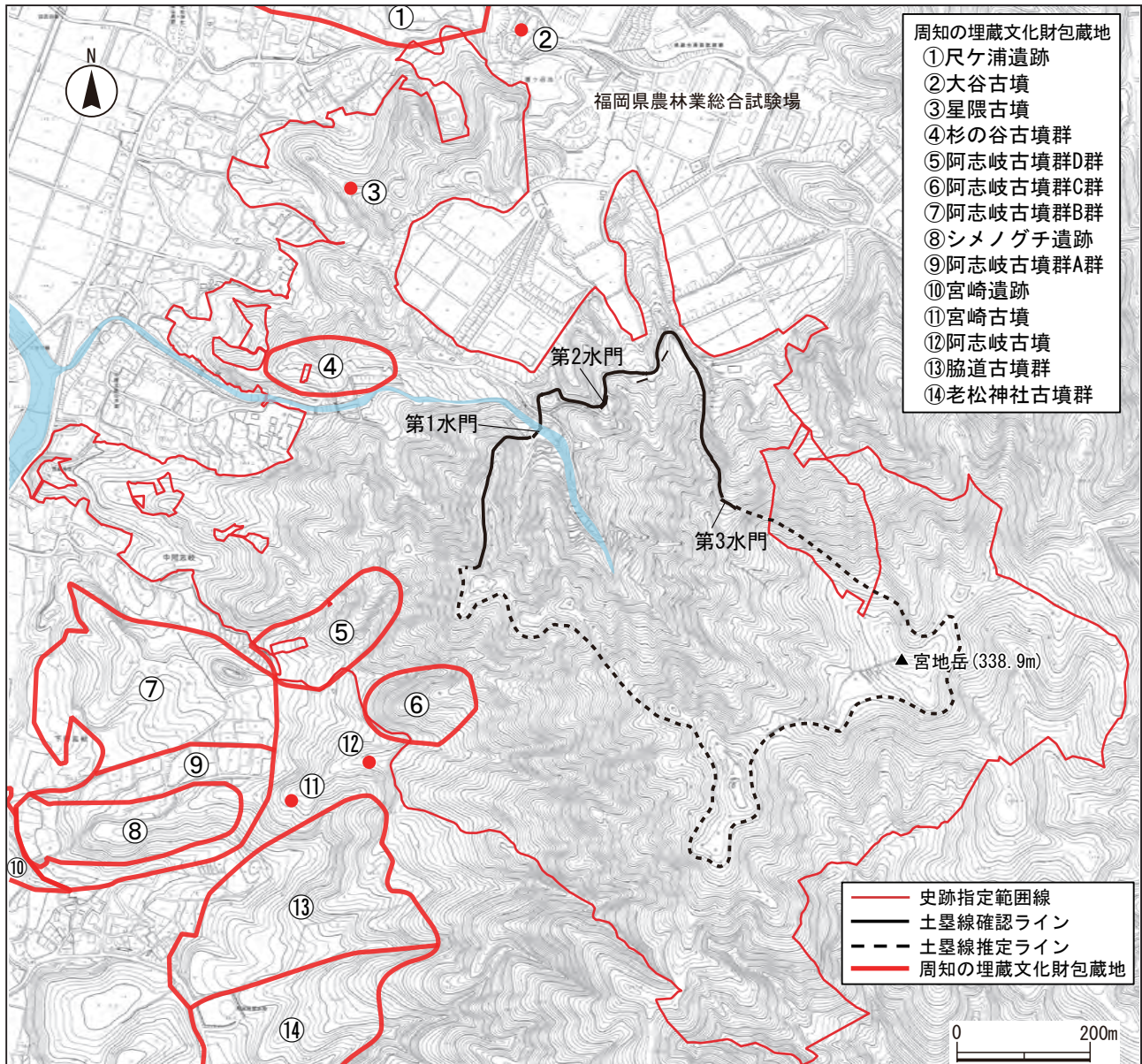


図 32 阿志岐山城跡と周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

3. 追加指定及び公有化の方針（p56、課題 保 - オ）

（1）追加指定

史跡指定の際に、対象地の土地情報を調査の上、指定についての協議を行った。その際に、相続登記が未整理であったり、土地所有者の同意が得られなかった対象地については指定を見送っている。これらの保護を要する範囲（p41）については、土地所有者との協議を引き続き行って追加指定に取り組む。

（2）公有化

指定地については、将来にわたって適切な管理を行うため公有化が必要である。

公有化にあたっては、史跡の本質的価値の中心を占める遺構が集中する区域1 - 1や区域1 - 2、分収造林団地など、保存活用が急務である区域を優先的に推進する。土地所有者や占有者等の意向を把握し、理解と協力を得ながら長期的な視野で優先順位をつけ計画的に取り組む。

4. 文化財の危険箇所の対応（p56、課題 保 - キ）

現状で把握している文化財の危険箇所については、変化を把握するための定点を設定して経過観察ができるような環境づくりに取り組む。また、毀損時の災害復旧の基礎図とするための詳細測量図の作成や現地精査を行うなど、調査・研究とも連携して優先順位を付けながら計画的な対応に努める。

5. 保存管理に関わる環境調査

史跡阿志岐山城跡は、山に所在する史跡であるため第5章の現状と課題で整理しているように、保存管理の課題を解決するためには様々な環境調査が必要である。

宮地岳全体の基盤である花崗岩は、長い年月を経て深層風化が進行しており、遺構は急傾斜面の風化土壌の上につくられている。史跡の保存活用を今後検討していくために、土壌の風化具合や分布等をボーリング調査等によって把握し、遺構周辺にかかる負荷などの把握に努める（p56、課題 保 - ケ）。

また、史跡の範囲内には保安林や分収造林、植林が所在している。史跡の本質的価値を構成する遺構に直接影響している樹木の把握、土砂災害を誘発するような高木の分布、林相や林床の状況の実態把握ができていないため、有識者に相談しながら把握に取り組む。その上で、有識者の指導を受けながら関係機関等と樹木管理について協議を行い、混交林化を含めた管理の方針をつくる（p56、課題 保 - コ）。

さらに、文化財における危険箇所への対応策を検討するために、詳細測量データを活用して雨水流路や経路などの実態の把握に努める。

これらの環境調査に総合的に取り組み、得られた情報をもとに、本計画で示した区域ごとの特徴に合わせた保存管理の方法を見直し、継続可能な方法で保存管理に努める。

6. 分収造林団地の対応（p56、課題 保 - サ）

指定地内の分収造林団地の取扱いについて、契約の内容や伐採等の手法について継続的に関係者と協議と調整を行い、整理する方法を検討する。

第 8 章 調査・研究

第1節	調査・研究の方向性	78
第2節	調査・研究の方法	78
第3節	各区域で推進する調査・研究の内容	79



宮地岳と大野城跡・宝満山

第8章 調査・研究

第1節 調査・研究の方向性

史跡阿志岐山城跡は、城壁である土塁及び石塁（水門）の配置を明らかにし、城域を確定するための発掘調査が完了した段階であるが、それ以外の城内外の構造等が解明されていない。そのため、史跡の本質的価値を深める調査・研究を推進し、継続的に実施する。

調査・研究の実施にあたっては、土塁や石塁（水門）の崩落が確認されている箇所などは遺構の保護に有効な発掘調査を優先する。史跡の本質的価値の解明につながる区域2の城内の発掘調査等は、調査計画を立て継続的に実施する。

あわせて、国内外の古代山城の調査・研究の進捗を注視しながら史跡阿志岐山城跡の調査・研究を推進し、その調査成果を今後の史跡の保存活用に活かす。

第2節 調査・研究の方法

1. 調査・研究のための体制整備（p61、課題 調 - ア）

調査・研究の総合的な推進のためには、行政や研究機関等の関係者が連携し、今後の史跡阿志岐山城跡の保存活用の方向性を踏まえて計画的に推進していく。そのために、管理団体である筑紫野市の文化財担当部局をはじめとし、行政と関係機関、研究者が連携して調査・研究を推進できるような体制の確立を目指す。

2. 総合的な調査・研究の推進（p61、課題 調 - ア・イ）

古代山城は、山の地形を巧みに利用して土木構造物をつくっていることから、考古学・歴史学・歴史地理学のみならず、土木工学・建築学的な視野も含め、総合的な研究・調査を継続的に行っていく。

（1）考古学的な調査・研究

考古学的な調査はこれまでの調査成果をうけた発掘調査と、いまだ未解明の部分を明らかにする発掘調査に分けられる。調査成果を受けた発掘調査については、土塁・石塁（水門）の崩落の復旧等にも係るため優先的に行う。

①これまでの調査成果をうけた発掘調査

夾築土塁の周辺には門跡が存在する可能性があるため、その確認を行う。

現状、確認している土塁・石塁（水門）の構造などのさらなる解明、流出した石材の特定などを行う。また、土塁・石塁（水門）はハラミや脱落などの毀損が懸念されるため、早急に平面・立面・断面の3次元データを取得（カルテ化）し、崩壊の前兆を見逃さないよう定点観察を行えるようにする。

図化にあたっては、劣化・崩落具合などで優先順位を付け計画的に実施する。土塁や石塁（水門）を被覆する土砂等は、保存管理の観点で可能なものは撤去し、土塁の本来の形態を解明する。

②未解明部分の発掘調査

城内や城外の踏査を実施し、その成果をもとに調査計画をたてて継続的に土塁・石塁（水門）以外の城内の建物跡や登城道等の遺構の有無の発掘調査を行う。

(2) 歴史学・歴史地理学的な調査・研究 (p61、課題 調 - イ)

史跡阿志岐山城跡の本質的価値の解明のため、築造の契機と考えられる古代大宰府やその周辺、国内外の古代山城、古代の東アジアなどの国際情勢などの調査・研究の進捗も注視しながら阿志岐山城跡の歴史学・歴史地理学的な調査・研究を進める。

(3) 土木工学・建築学的な調査・研究 (p61、課題 調 - イ)

史跡阿志岐山城跡内の土塁・石塁（水門）等の遺構、将来発見される可能性がある遺構等の構造については、他の古代山城の調査成果などを踏まえながら、土木工学・建築学的な視点でも調査・研究を行う。

3. 調査・研究成果の公開 (p61、課題 調 - ウ)

これまでに刊行された報告書や、今後継続的に調査を進めていくことで蓄積される調査成果について公開を行う。また、発掘調査については、調査中の成果の発信等も検討し、その情報の公開が史跡の活用に資するよう工夫する。

第3節 各区域で推進する調査・研究の内容

調査・研究の内容について、区域ごとに特に推進すべき内容をまとめる。

区域1 - 1：遺構の図化を優先的に進める。土塁・石塁（水門）は数箇所では崩落しており、保存管理に必要な情報が不足している。立体構造物としての構造や脱落した石材の調査を行う。特に第3水門を図化してハラミの定点観測を行う。第2水門には石材に樹木が絡んでいるため、その取り扱いを協議した上で発掘調査を行い図化を行う。夾築土塁の周辺には門跡が存在する可能性があるため、背後列石やその周辺も含め発掘調査を行う。実施にあたっては、区域の中で最優先で計画し調査に取り組む。

区域1 - 2：遺構の図化を優先的に進める。土塁・石塁（水門）は数箇所では崩落しており、保存管理に必要な情報が不足している。立体構造物としての構造や脱落した石材の調査を行う。特に第1水門については、改変範囲や構造、脱落した石材の調査を行う。区域1 - 1よりも急な斜面に土塁がつくられており、構造に違いが想定されるため発掘調査を行う。

区域1 - 3：山頂や自然地形部分にみられる平場などの発掘調査を行う。

区域2：城内の通路や建物、石塁（水門）や列石に用いられた石材の石切場を想定した踏査や発掘調査を行う。

区域3：城外への通路、城をつくった際の作業場などの関連する遺構がないか、踏査等を踏まえた発掘調査を行う。

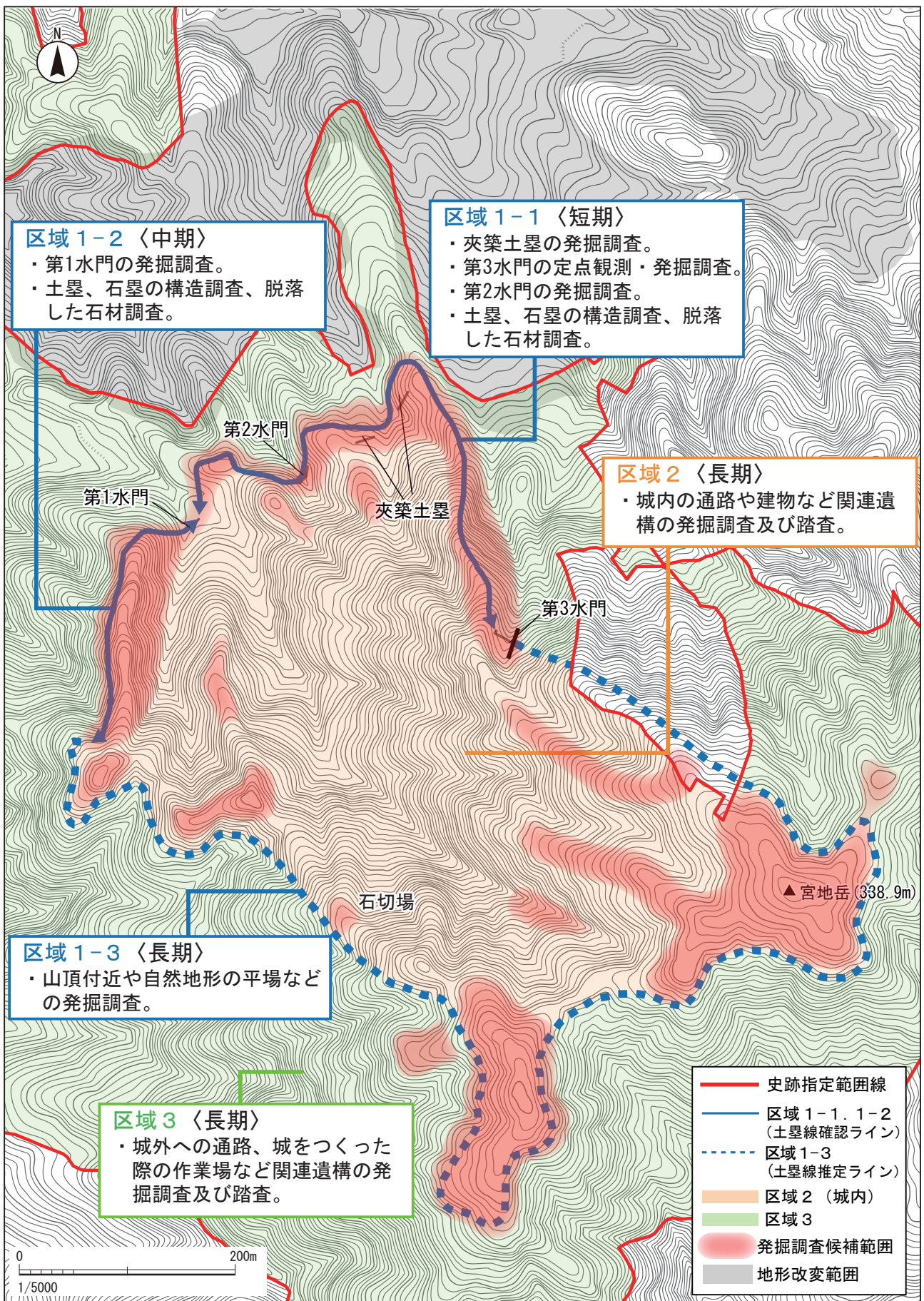


図 33 阿志岐山城跡発掘調査候補位置図
(昭和 45 年筑紫野町都市計画図の再トレース下図)

第9章 活用

第1節 活用の方向性	82
第2節 活用の方法	82
第3節 各区域の活用の方法	86



第3 水門（石塁）解説風景

第9章 活用

第1節 活用の方向性

本史跡では、国史跡指定を記念した史跡公開や、市歴史博物館での展示、解説パンフレットの作成、各種講座を行ってきたが、これらの活用事業が単発的になっている。

史跡の本質的価値を広く伝えるために、生涯学習や教育分野などと連携して多様な活用を推進する。史跡の本質的価値を広く伝えることで、人々に史跡の魅力を感じてもらい、古代の文化遺産として未来に守り伝えるための土壌を育む。

第2節 活用の方法 (p62、課題 活 - ア)

史跡の本質的な価値を広く知ってもらうために、多様な手法での活用を実施する。

1. 継続的な周知の取り組み (p62、課題 活 - ア)

- ・ 2. ～ 8. に述べる方法で、これまで単発的になっていた取り組みを、本計画を活かしながら継続的に実施して史跡の認知度の向上に取り組む。

2. 史跡の段階的な公開 (p62、課題 活 - オ・カ)

- ・ 現状は安全の観点から非公開としているが、史跡の見学に関するマナーやルールをつくり、定期的な史跡の公開に取り組み、実物が持つ魅力を伝える。
- ・ 史跡の公開方針としては、史跡の保護と見学者の安全を確保しながら、史跡の実物が持つ魅力に触れることができるよう区域の特徴に合わせて行う。

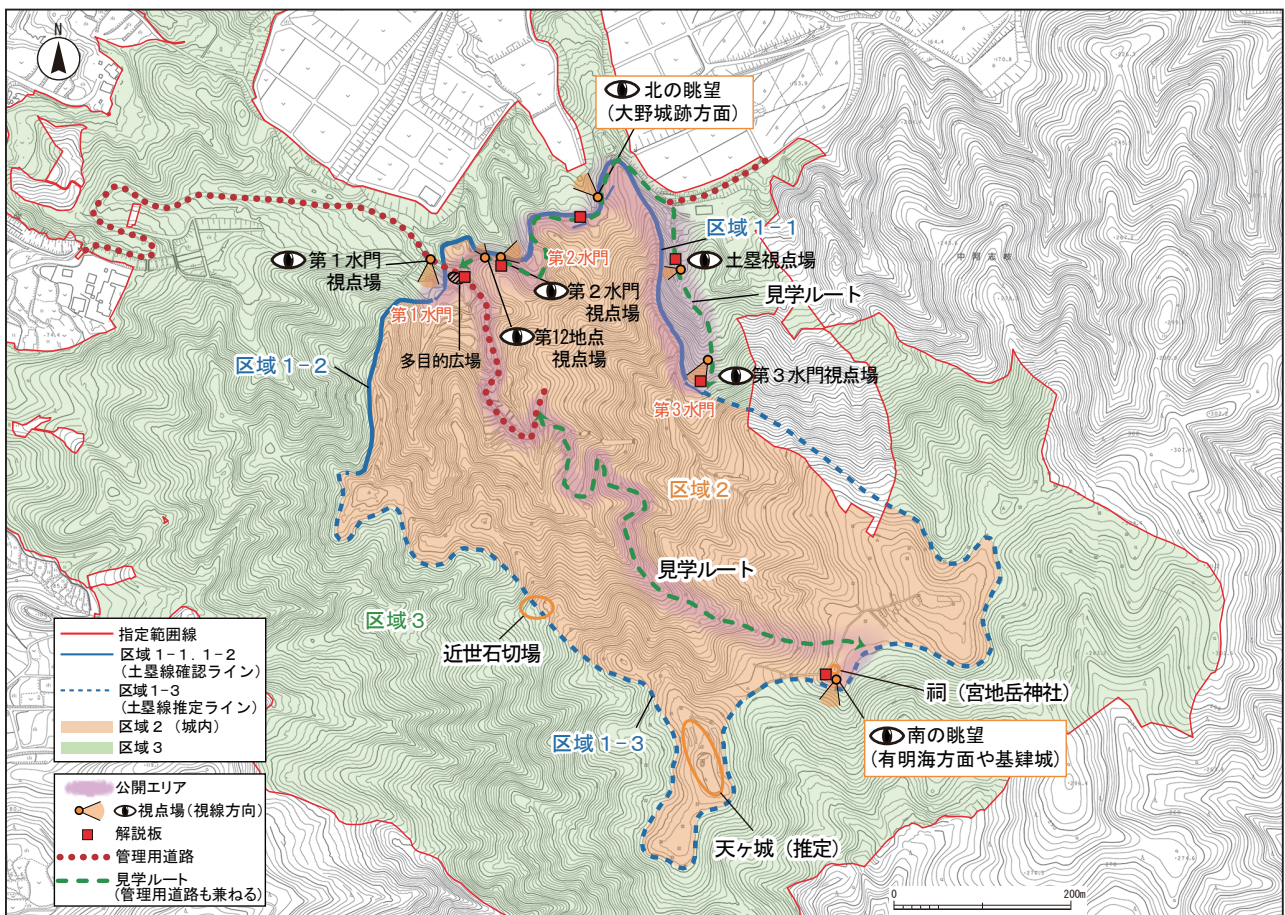


図 34 活用・整備概念図

- ・公開する区域は、史跡の本質的な価値が集中する区域1 - 1を最優先として見学ルートを設置する。その後、基肄城跡方面の南側眺望がきく宮地岳神社がある区域1 - 3の一部、その宮地岳神社に至るための区域2の一部について見学ルートを検討する。区域3については、管理用道路である中阿志岐林道との接続部分のみを史跡の導入部分として活用する。
- ・史跡の見学は、まずは年に数回の定期的な公開からはじめる。取り組みで改善点などの意見を取り入れながら、徐々に公開の回数や方法を増やせるよう方向性を検討し、公開や活用の幅を広げるよう努める。
- ・現状ではアクセスルートおよび駐車場の確保が解決していないため、長期的な視野でそれらの確保を検討する。それまでの間は、例えば事前申し込み制で、集合場所を指定した上で見学者を移動するような手段も想定するなど、見学ができる仕組みづくりを検討して、史跡の公開を企画して実施する。
- ・調査・研究での発掘調査とも関連させて、効果的な公開になるよう工夫する。



写真 80 史跡現地見学のイメージ

3. 常設で学べる場所の設置 (p62、課題 活 - イ)

- ・史跡阿志岐山城跡について学ぶことができる常設の場所がないため、本市の歴史博物館内にガイダンスコーナーを設ける。加えて、地域の公共施設にも史跡阿志岐山城跡の情報を周知するコーナーをつくるよう協議を進める。



図 35 ガイダンスコーナーのイメージ



写真 81 ガイダンス例 (岡山県鬼ノ城跡)



写真 82 展示イメージ (岡山県鬼ノ城跡)

4. 多様な方法での情報発信 (p62、課題 活 - ウ・エ)

- ・現在は、ホームページや解説パンフレットのみの解説であるため、史跡を来訪できない場合にも対応できるように、史跡阿志岐山城跡の魅力を伝える映像やデジタルコンテンツなどを作成する。
- ・既存解説パンフレットの多言語版を作成し、多様なニーズに応える。また、調査・研究が進んだ際は適宜改訂版を作成する。



写真 83 多言語パンフレット例 (五郎山古墳)



写真 84 解説映像及び多言語版例 (五郎山古墳)

5. 生涯学習や地域と連携した活用の実施 (p62、課題 活 - キ)

- ・史跡阿志岐山城跡に関する講座を適宜開催する。現地の公開は、定期的・段階的に進めていく予定であるが、見学が可能となった際には、現地の解説講座なども企画して実施する。
- ・市歴史博物館以外の地域の施設等でパネル展などを実施し、情報発信の幅を広げる。
- ・史跡阿志岐山城跡が所在する地域向けの講座や説明会などを実施し、地域の中で阿志岐山城跡の認知度や価値が根付くような取り組みを行い、協力を呼び掛けて保存活用の土壌を育む。あわせて、史跡阿志岐山城跡の活用についてさらに深める。
- ・これらの取り組みを進め、史跡の公開等の取り組みが可能になった段階で、ボランティア等の育成も長期的な視野で検討する。



写真 85 講座の様子例 (コミュニティセンター)



写真 86 他施設でのパネル展例 (市文化会館)

6. 教育分野と連携した活用の実施 (p62、課題 活 - ク)

- ・学校教育と連携し、出前授業の実施や、学校でも使えるような子ども向け解説パンフレットなどを作成する。また、例えば版築盛土や修羅引き体験など、史跡阿志岐山城跡の古代の築造技術を体感できるような学習を企画して実施する。
- ・阿志岐山城跡の魅力を多くの人に知ってもらい、また来訪してもらうために、どのように活用ができるのかを大学等の機関と連携して研究することで、史跡阿志岐山城跡の活用に資するように努める。



写真 87 版築体験の様子例 (提供：春日市)



写真 88 子ども向け解説パンフレット例 (五郎山古墳、基肆城跡：基山町)

7. 関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施 (p62、課題 活 - ケ)

- ・市内の古代遺跡を面的に活用できるよう工夫する。
- ・史跡の周知を図るために、古代山城を管理する自治体と保存活用に関する情報共有を図り、活用の事例などを取り入れる。
- ・古代大宰府にまつわるストーリーである「古代日本の西の都～東アジアの交流拠点」は日本遺産の候補地域であり、史跡阿志岐山城跡を含めた古代の大宰府に関連する史跡を持つ自治体と情報共有を図り、連携した活用に取り組む。

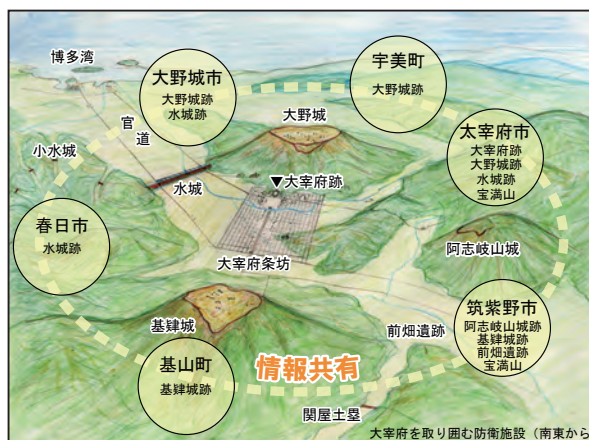


図 36 古代の大宰府に関連する史跡のイメージ (イラスト提供：太宰府市教育委員会)

8. 市内の観光と連携した活用の実施 (p62、課題 活 - コ)

- ・本市には、武蔵寺や二日市温泉をはじめとする観光名所、大型商業施設など多くの人が訪れる豊かな観光資源がある。そのため、歴史に興味がある人々に限らない、幅広い人々への情報周知の相乗効果が期待される。解説パンフレットの配架やイベント開催時の周知、共同でのイベント等の模索など連携した活用に取り組む。



写真 89 商業施設での展示例 (イオンモール)

第3節 各区域の活用方法

区域1 - 1

史跡の本質的価値を示す遺構や急峻な地形につくられた山城を体感することができる区域である。そのため、史跡の魅力を体感してもらう区域と位置づけ、積極的な活用を行えるよう最優先で見学ルートを設定する。

見学ルートを設定する際は、史跡の本質的価値への理解を深められるように見学しやすい視点場^{してんば}を設ける。視点場の設置にあたっては見学ルートを歩きながら土塁や石塁（水門）を探す楽しみを体験できるよう工夫を行う。

区域1 - 2

史跡の本質的価値を示す遺構は点在するが、特に急峻な地形で安全の確保が難しく、管理用道路もないため遺跡の管理と公開が難しい区域である。そのため、今のところ活用は控える。

区域1 - 3

自然の尾根を城壁に見立てている区域である。宮地岳山頂を含み、筑後方面などの南側の眺望を得ることができるため、現地の一部を公開して活用する区域とする。そのため、区域2の谷筋を登って宮地岳山頂に至る見学ルートを設定し、宮地岳神社周辺から基肄城跡を望む視点場を検討する。

区域2

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構が確認されていない区域である。そのため、今後の調査・研究の成果によって活用について検討を行う。ただし、区域1 - 3の南側にある宮地岳神社へ至る部分については調査・研究の成果を待たずに活用を行う。

区域3

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構が確認されていない区域である。そのため、今後の調査・研究の成果によって活用について検討を行う。ただし、アクセスルートの一つとして検討している中阿志岐林道は、史跡への導入部分となるため、その活用を検討する。

第 10 章 整備

第1節	整備の方向性	88
第2節	整備の方法	88
第3節	各区域の整備の方法	91



阿志岐山城跡第12地点の復旧整備状況

第10章 整備

第1節 整備の方向性 (p63、課題 整 - ア)

本史跡では、本質的価値の保存と多様な方法での活用を実現するために、長期的な視野に立って整備を実施する。整備の項目は、史跡の本質的価値を守るための「保存管理のための整備」と、その価値を広く伝えるための「活用のための整備」に大別して取り組む。この二つの整備は、区域の特徴にあわせて優先順位を検討しつつ実施するが、特に「活用のための整備」では、活用の方法にもとづいて、安全面に配慮した最低限の取組みを最優先に実施する。

その後の保存管理・活用の実績を踏まえ、整備基本計画・基本設計・実施設計などの計画を策定した上で関係者や関係部局の理解を得つつ段階的に取り組む。

第2節 整備の方法

1. 保存管理のための整備

保存管理のための整備には、短期に着手する項目と中・長期的な視点で取り組む項目に分け取り組む。取り組み時期については見直しつつ実施する。

(1) 短期に着手する項目

- ・史跡の保存管理に必要な指定地内の管理用道路の整備を行う (p63、課題 整 - カ)。
- ・史跡の本質的価値を保存するため、遺構の危険箇所を優先順位をつけ、保存のための整備に取り組む。特に土塁や石塁 (水門) などに生じている不安定化や、支障となっている樹木の除去を最優先に対応する (p63、課題 整 - ウ)。

(2) 中・長期的な視点で取り組む項目

- ・必要に応じて整備基本計画・基本設計・実施設計などの計画を策定した上で、関係者や関係部局の理解を得ながら段階的に取り組む (p63、課題 整 - ア)。
- ・史跡の保存管理に必要な統一的なサインを設置する (p63、課題 整 - オ)。
- ・史跡へのアクセスルートや駐車場を整備する (p63、課題 整 - カ)。
- ・史跡を保存するために、山内の環境を保全する環境整備が必要である。有識者の指導のもと樹木管理の計画をたて、山内の環境や林床の裸地化を抑えるため混交林化を促す。環境整備については、地域や関係機関の協力を得られるよう努める (p63、課題 整 - ク)。

表 27 保存管理のための整備の優先順位

優先順位	区域	内容
1	史跡全体	管理用道路整備
2	区域 1-1	第2水門 支障木伐採
3		第3水門 支障木伐採
4		夾築土塁 崩落部分手当
5		土塁 支障木伐採
6		崩落石材の特定
7	区域 1-2	土塁 支障木伐採
8		崩落石材の特定



写真 90 史跡地境界標（屋形古墳群：うきは市）



写真 91 注意喚起看板例（鬼城山：総社市）



写真 92 管理用道路と見学ルート例（鬼城山：総社市）



写真 93 駐車場整備例（善一田古墳公園：大野城市）

2. 活用のための整備

史跡の活用の方針や方法を実現するため、短期に着手する項目と中・長期的な視点に分け取り組む。取り組みの時期は、状況の変化に合わせて見直しつつ実施する。

（1）短期に着手する項目

- ・見学ルートは、見学者の安全に配慮した整備を行い、必要箇所に擬木階段などを適宜設置する。見学ルートの整備の際には、地域や関係者などの協力を得られるように努める（p63、課題 整 - エ）。
- ・史跡の本質的な価値を伝えるための解説板を設置する（p63、課題 整 - オ）。
- ・史跡の活用の方法を踏まえ、史跡の本質的な価値を理解できるような視点場を設ける（p63、課題 整 - キ）。

（2）中・長期的な視点で取り組む項目

- ・必要に応じて整備基本計画・基本設計・実施設計などの計画を策定した上で、関係者や関係部局の理解を得ながら段階的に取り組む（p63、課題 整 - ア）。
- ・史跡の活用に資する便益施設や多目的広場などの整備を行う（p63、課題 整 - イ）。



写真 94 擬木階段の例 (善一田古墳公園：大野城市)



写真 95 見学ルート沿いの柵の例
(善一田古墳公園：大野城市)



図 37 遺構前の視点場イメージ



図 38 見学ルートと視点場イメージ



写真 96 遺跡の総合解説板例 (おつぼ山神籠石：武雄市)



写真 97 遺構の個別解説板例 (鬼城山：総社市)



写真 98 視点場の例 (おつぼ山神籠石第1水門：武雄市)



写真 99 現地解説書BOX (石城山神籠石：光市)



写真 100 ガイダンス例（屋形古墳群：うきは市）



写真 101 便益施設例（水城跡：太宰府市）

第3節 各区域の整備の方法

区域 1 - 1

史跡の本質的価値を示す遺構や急峻な地形につくられた山城を体感することができる区域であるため、最優先で「保存管理のための整備」と「活用のための整備」を行う区域とする。本計画期間中に整備着手を想定している項目については、整備内容案（図 40～46）も記載する。本内容を実施する場合は、遺構の所在状況を事前に調査して史跡の保存を図りつつ、施行箇所や工法の検討を行うため内容を変更する可能性がある。現状での施工箇所は、遺構が削平されている若しくは所在しない可能性が高いところを想定している。

【保存管理のための整備】

- ・管理用道路や史跡を明示する標識等の整備を行う（図 42・44）。
- ・遺構の危険箇所は、優先順位を付けて適時補修等を行う。また、土塁や石塁（水門）の保存の支障になっている木は、関係者の協力を得ながら伐採し、支障木の影響を受けて毀損している部分の被害が広がらないように努める。
- ・有識者の指導のもと、樹木管理の計画をたてて環境整備を行い、林床の裸地化を抑制するための混交林化を促す。環境整備については、重要な遺構が多い本区域を優先し、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。

【活用のための整備】

- ・見学者の安全に配慮した見学ルートの整備を行い、必要箇所に擬木階段などを適宜設置する（図 43）。見学ルートの整備の際には、地域や関係者などの協力を得られるように努める。
- ・史跡の本質的価値が伝わる箇所（例：第2・3水門、第12地点土塁、その他の土塁）に見学できる視点場を設け、安全柵や解説板を設置する（図 45・46）。
- ・区域内の整備地点は、調査・研究の成果をもとに優先順位を検討する。

区域 1 - 2

史跡の本質的価値を示す遺構は点在するが、特に急峻な地形で安全の確保が難しく、管理用道もないため遺跡の活用を控える地域である。そのため、「保存管理のための整備」のみ取り組む。

【保存管理のための整備】

- ・地形が急峻で管理用道路の設置が難しいため、管理上必要な最低限の安全対策を検討する。
- ・遺構の危険箇所は、優先順位を付けて適時修理を行う。また、土塁や石塁（水門）の保存に支障となっている木は関係者の協力を得つつ伐採し、支障木により影響を受けて毀損している部分の被害が広がらないように努める。
- ・区域1 - 1の環境整備の成果を踏まえ、有識者の指導のもと樹木管理の計画を立てて環境整備を行い、林床の裸地化を抑制するための混交林化を促す。環境整備の際は、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。

区域1 - 3

自然の尾根を城壁と見立てている区域であるため、現状では遺構は確認されていない。宮地岳山頂を含み、そこから南側の基肄城方面の眺望を得ることができるため、一部の現地を公開して活用する区域である。

【保存管理のための整備】

- ・管理用道路や、史跡である明示をするための標識等の整備を検討する。
- ・遺構が所在しないため、区域1 - 1の環境整備の成果を踏まえ、その実施も含めて検討する。

【活用のための整備】

- ・宮地岳山頂から南側の基肄城方面へ眺望を得られる視点を設ける。視点場の設置にあたっては樹木の管理が必要なため、地域や関係機関の協力を得られるよう努める。
- ・視点場に至る見学ルートを整備する。見学ルートは安全に配慮したものとし、必要箇所に擬木階段などを適宜設置する。見学ルートの整備の際には、地域や関係者等の協力を得られるように努める。
- ・史跡の本質的な価値を伝えるための解説板を設置する。

区域2

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構は確認されていない区域である。そのため、今後の調査・研究の成果によって整備について検討を行う。

【保存管理のための整備】

- ・管理用道路や、史跡である明示をするための標識等の整備を検討する。
- ・遺構が所在しないため、区域1 - 1の環境整備の成果を踏まえ、その実施も含めて検討する。

【活用のための整備】

- ・区域1 - 3の宮地岳神社に至る見学ルートについては、調査・研究の成果を待たずに整備を行う。

区域3

現在のところ発掘調査が未実施で、遺構は確認されていない区域である。保存管理の方針としては経過観察が主体であり、活用についても今後の調査・研究の成果によって検討を行う。

【保存管理のための整備】

- ・アクセスルートの一つとして検討している中阿志岐林道を含むため、その部分については管理用道路としても整備を検討する（図41）。
- ・遺構が所在しないため、区域1-1の環境整備の成果を踏まえ、樹木管理についてその実施も含めて検討する。

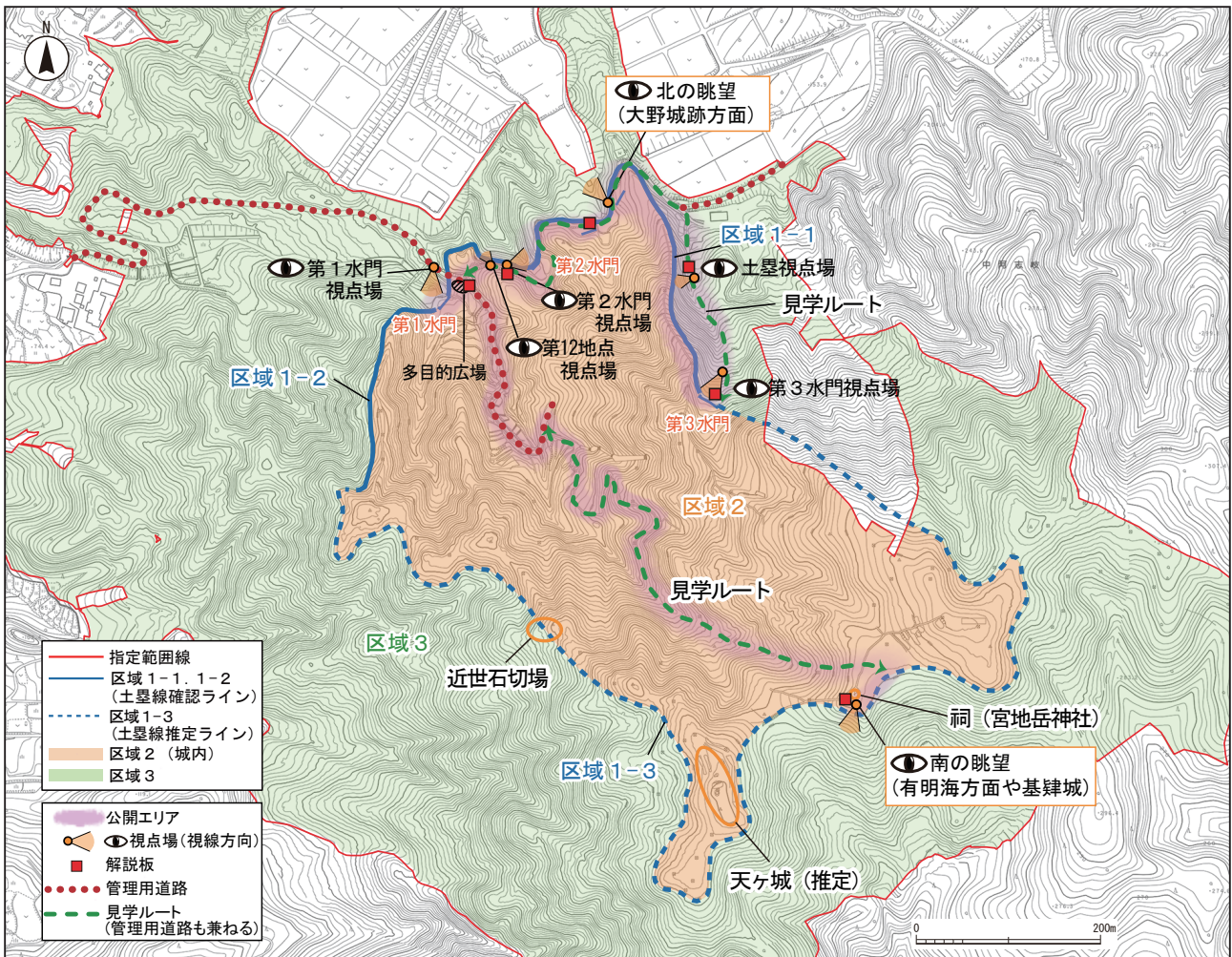


図39 活用・整備概念図

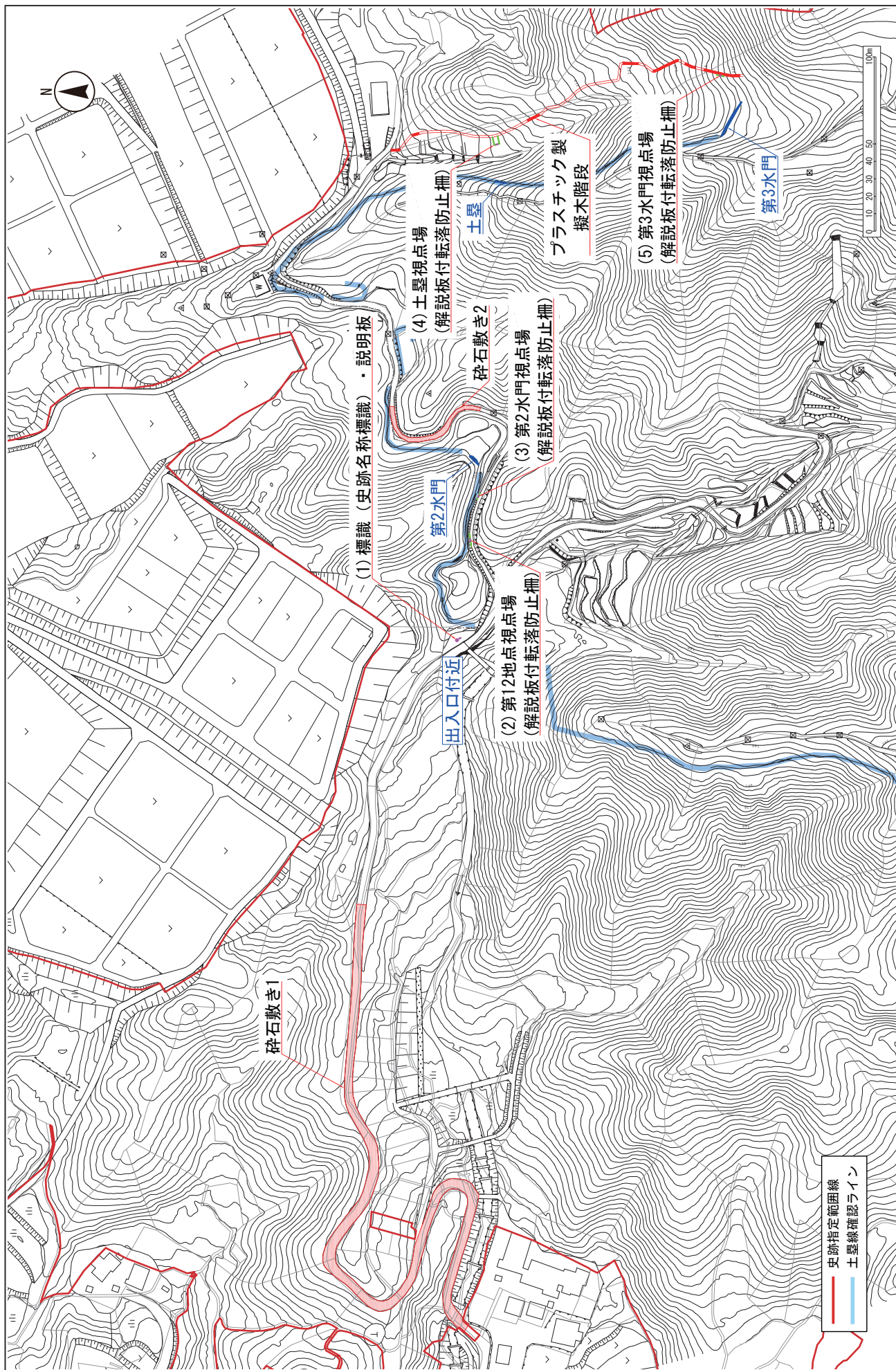


図40 整備箇所全体平面図(案) (1/3,000)

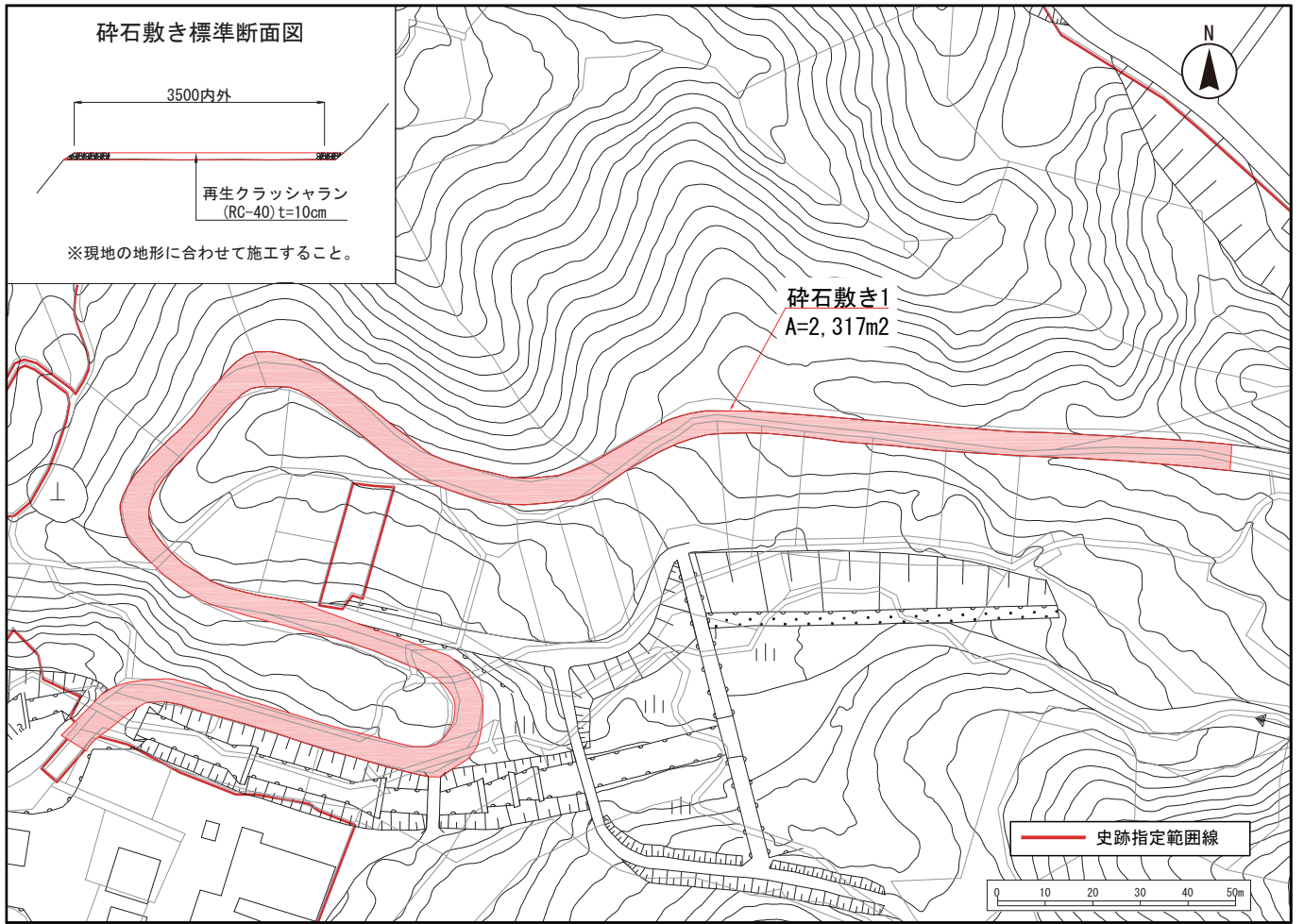


図 41 碎石敷き 1 計画平面図 (案) (1/1,500)

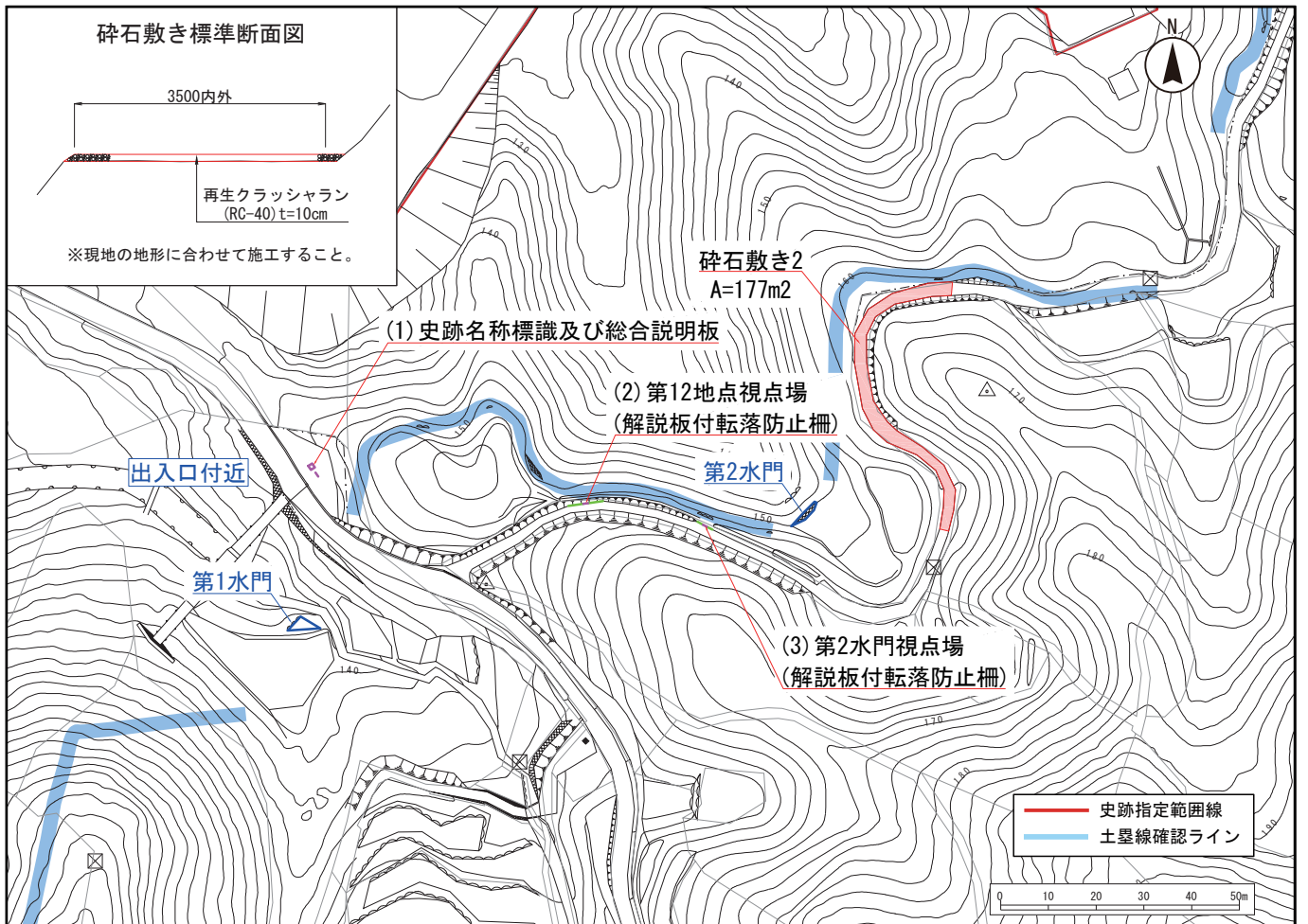


図 42 碎石敷き 2 計画平面図 (案) (1/1,500)

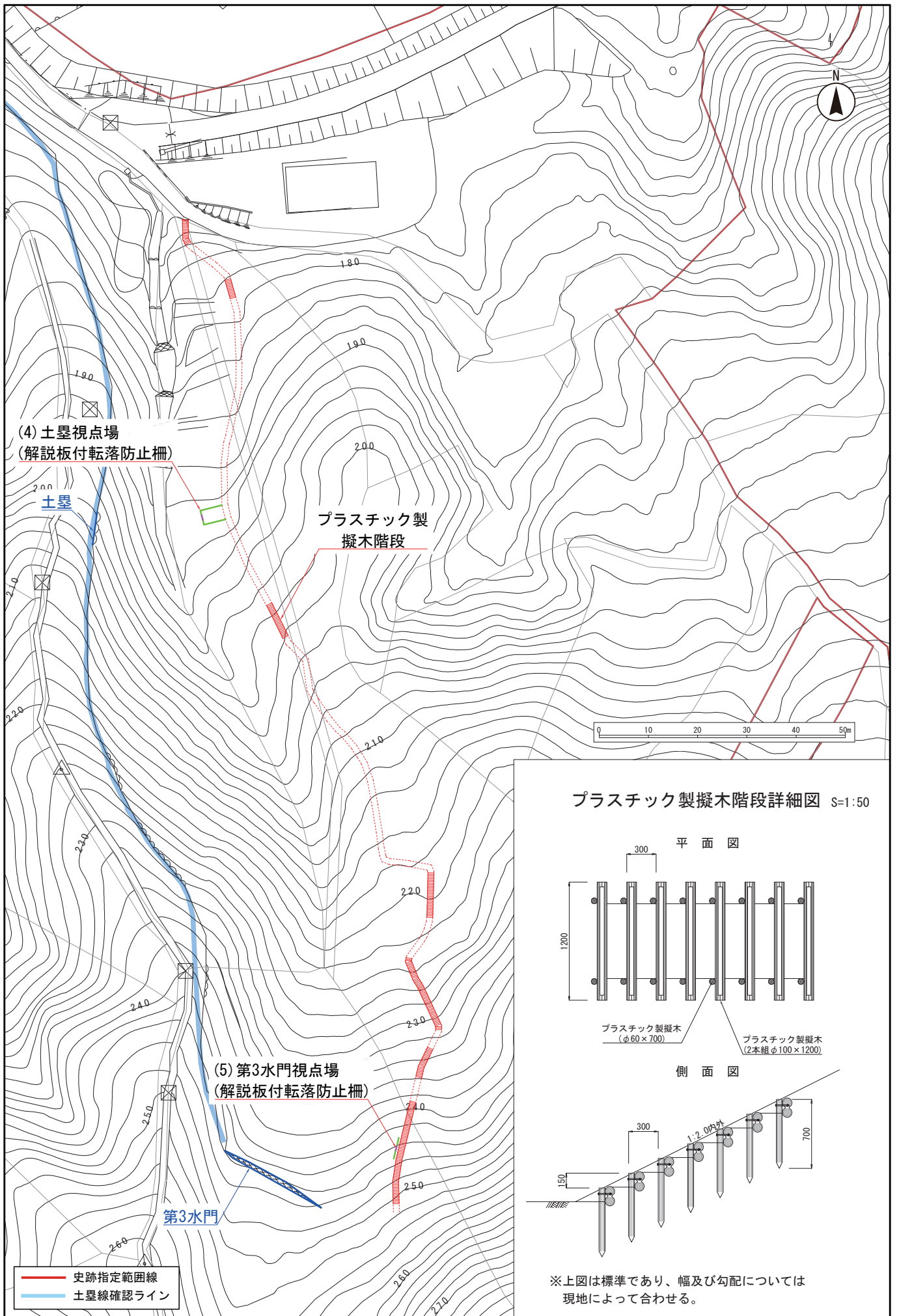


図 43 擬木階段計画平面図・構造図(案) (1/1,000、1/50)

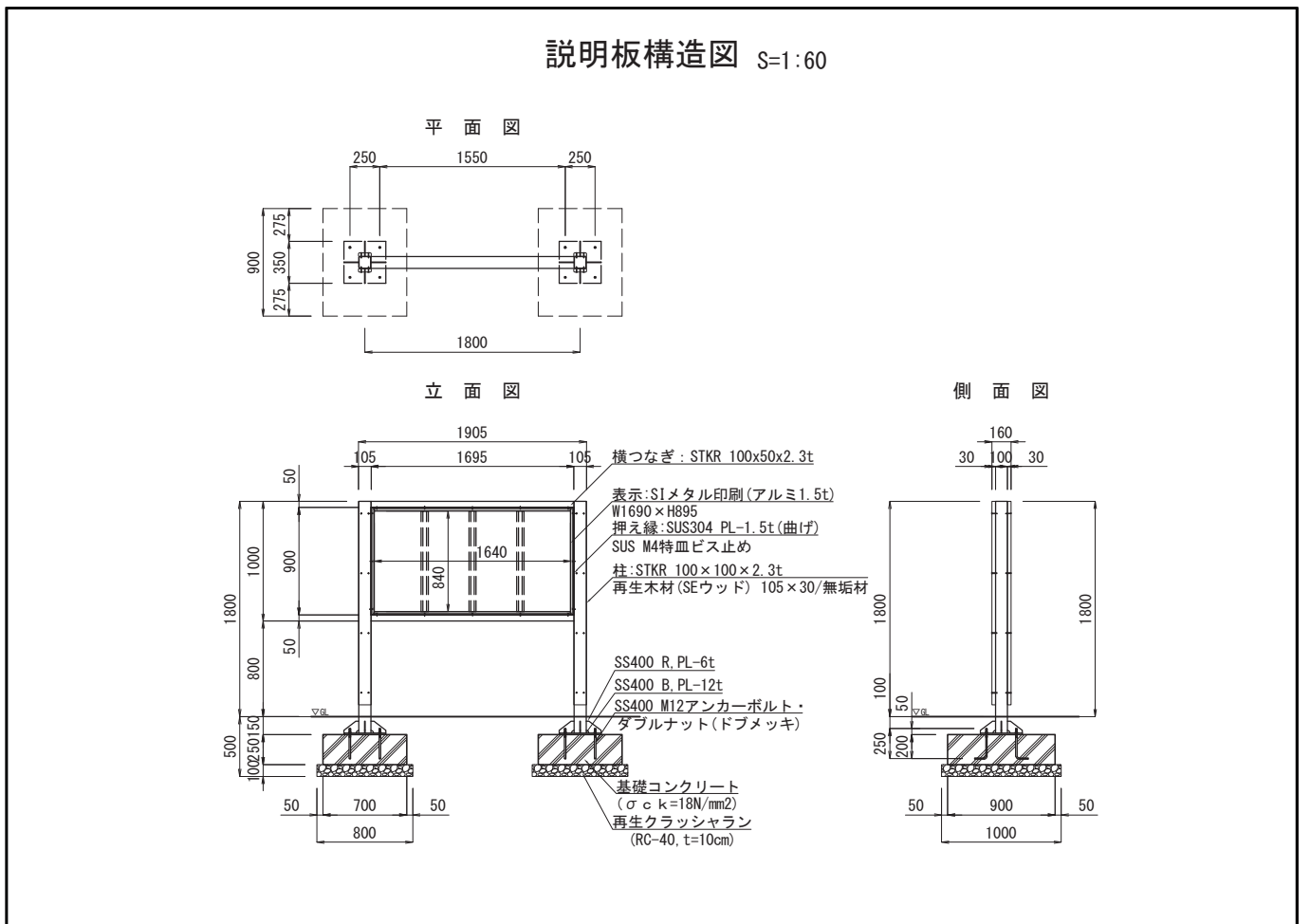
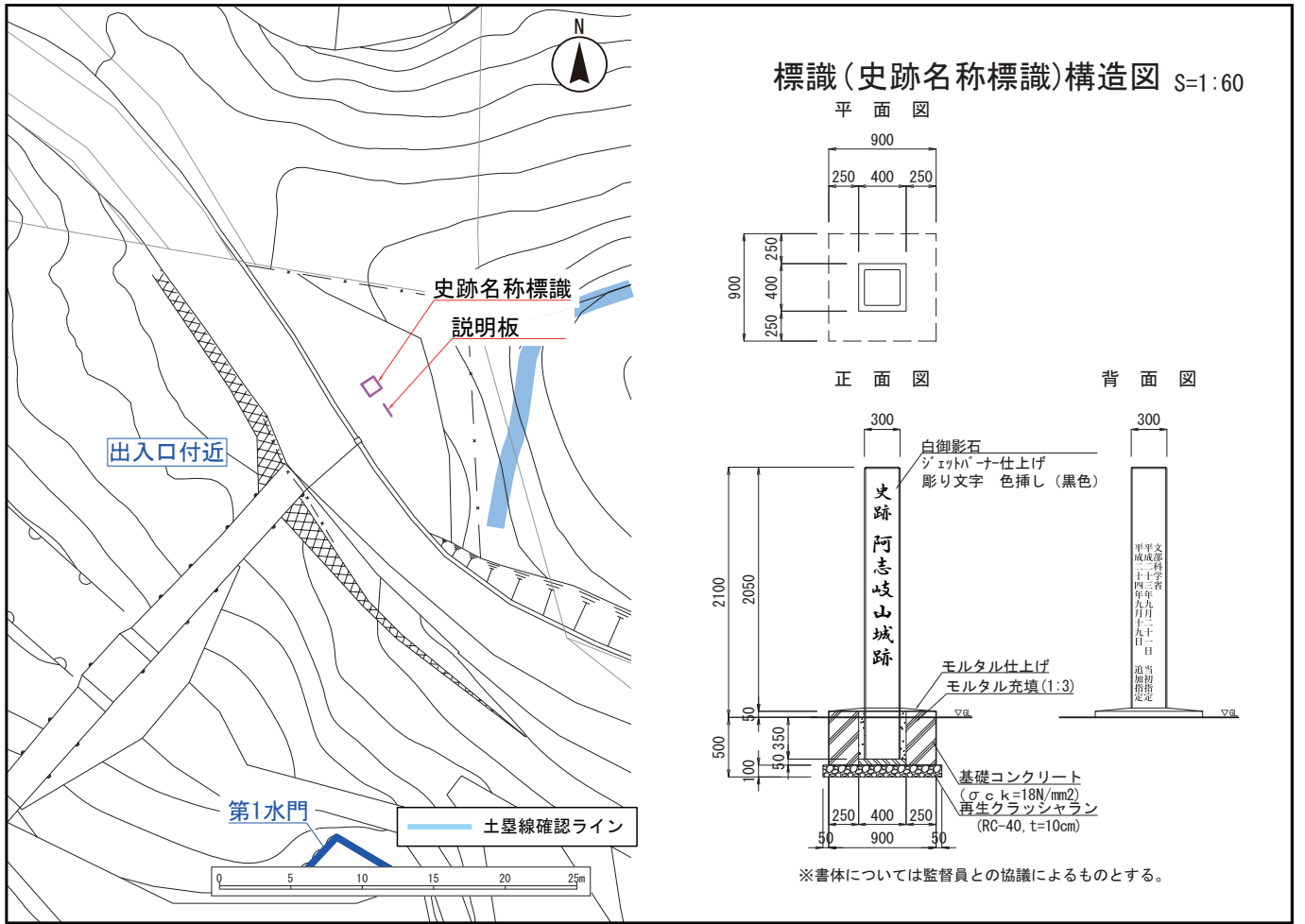
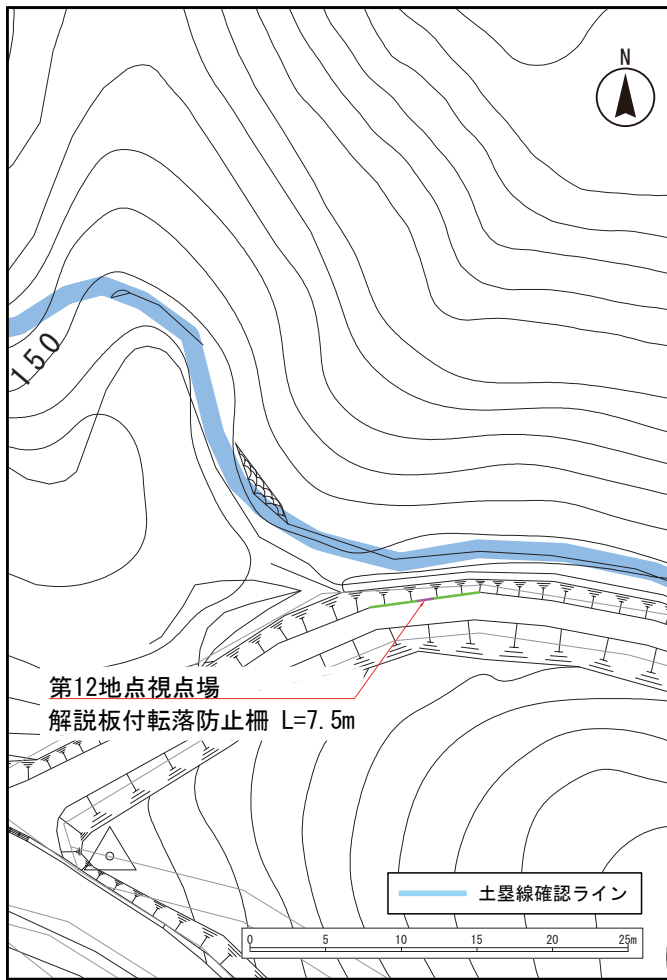
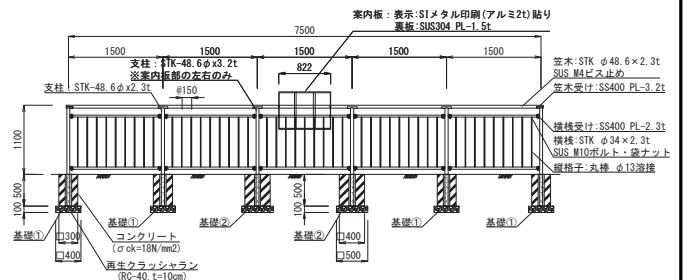


図 44 標識及び説明板配置計画平面図・構造図(案) (1/500、1/60)

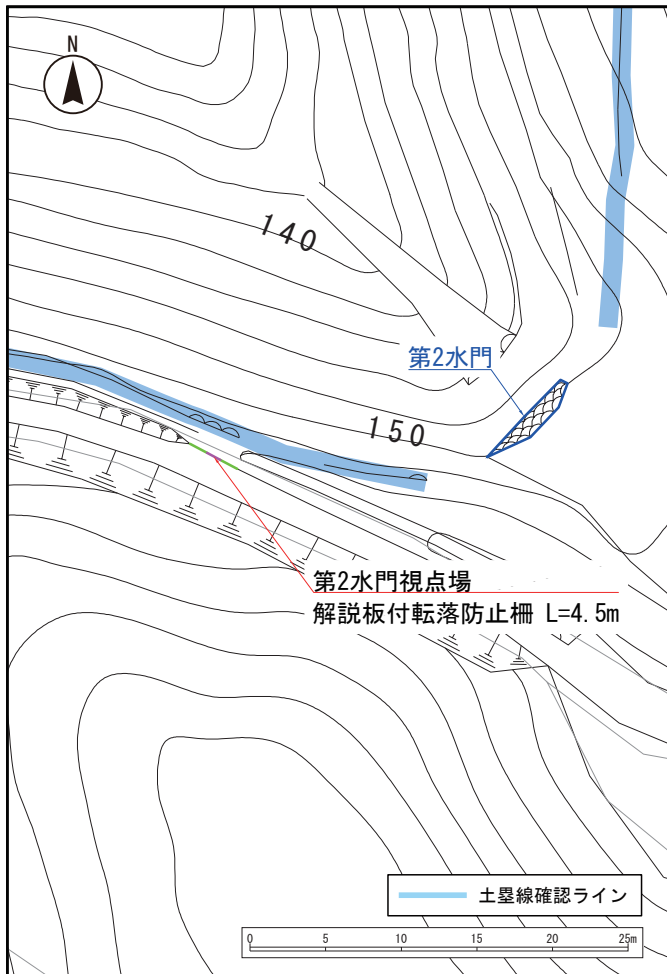
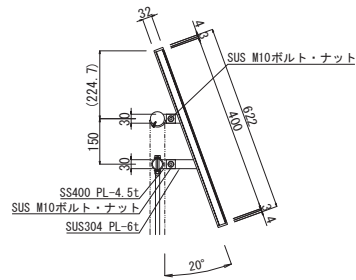


解説板付転落防止柵構造図

正面図 S=1:120

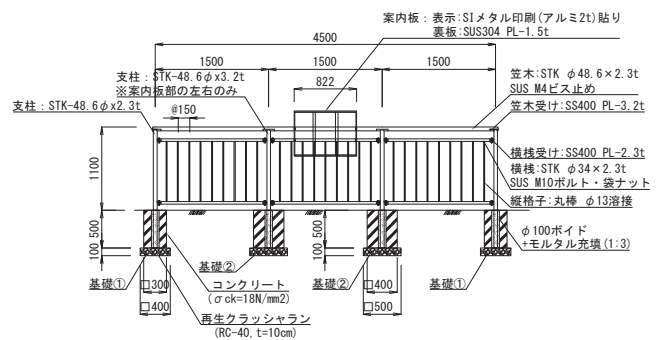


解説板取付図 S=Free



解説板付転落防止柵構造図

正面図 S=1:100



解説板取付図 S=Free

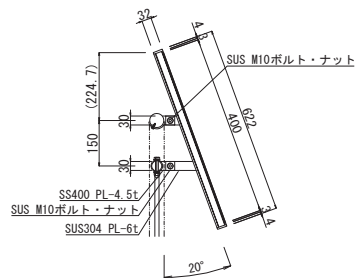
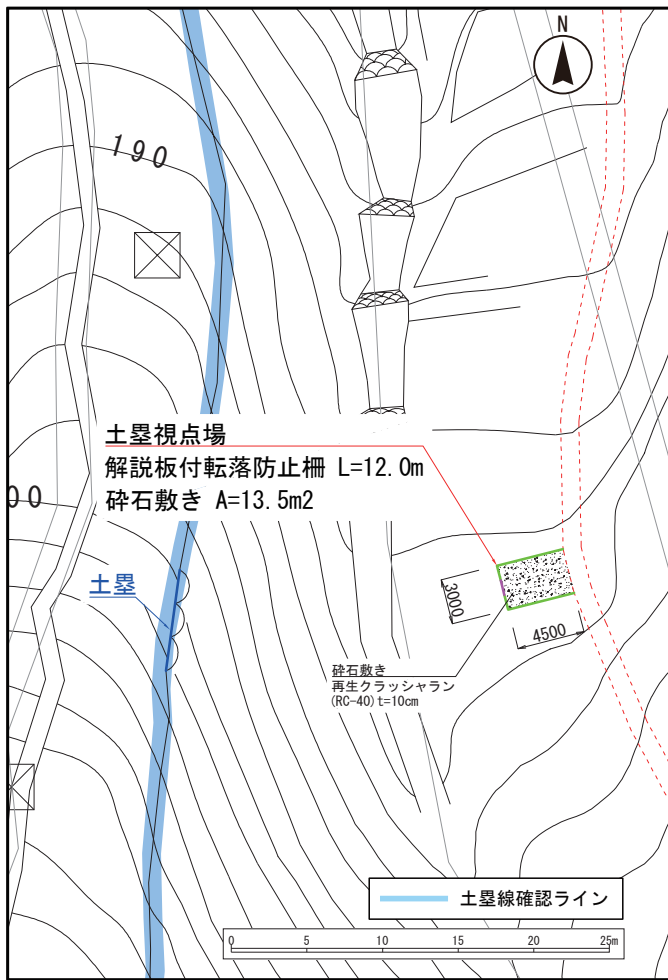
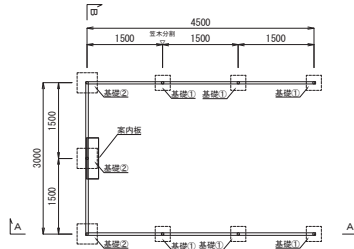


図 45 解説板及び転落防止柵配置平面図・構造図1(案) (1/500、1/150、1/100)

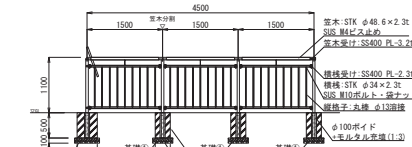


解説板付転落防止柵構造図

平面配置図 S=1:150

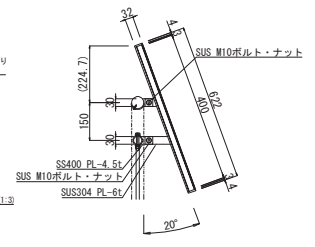
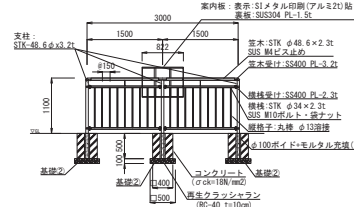


正面図(A-A) S=1:150



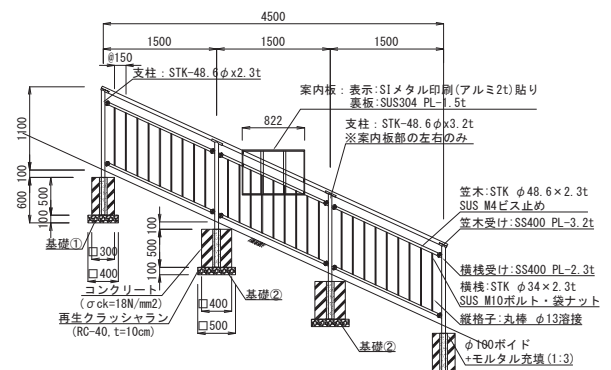
案内板取付図 S=Free

正面図(B-B) S=1:150



解説板付転落防止柵構造図

正面図 S=1:100



※上図は標準であり、勾配については現地によって合わせる。

案内板取付図 S=Free

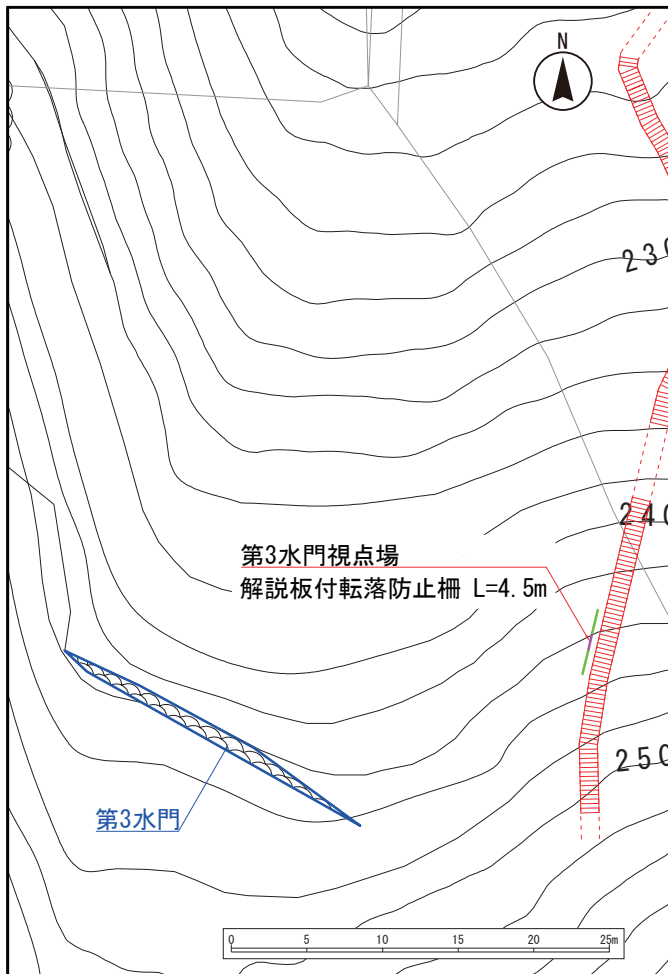
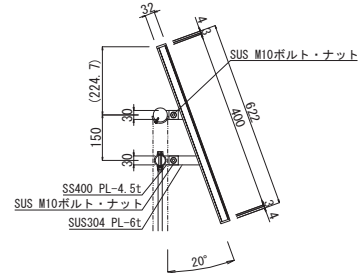


図 46 解説板及び転落防止柵配置平面図・構造図 2 (案) (1/500、1/150、1/100)

第 11 章 運営・体制

第1節 運営・体制の方向性	102
第2節 運営・体制の方法	102



博多方面から見た二日市低地帯と宮地岳

第11章 運営・体制

史跡阿志岐山城跡は、荒天後の巡視を含めた日常管理や災害復旧工事等に取り組んでおり、200名を超える土地所有者や複数の関連機関、地域等の多くの関係者と協力して事業に取り組んでいる。今後、史跡の保存活用を進めていくことで、地域や教育機関、さらに史跡を見学して学ぶ人との関わりも増えてくると想定される。

保存活用を進めるためには、多くの関係者等が史跡阿志岐山城跡を未来へ守り育むという目的へ向かう、連携した体制整備が必要である。

第1節 運営・体制の方向性

管理団体と土地所有者や関係機関等が、地域の協力を得て、文化庁や福岡県の指導協力をうけながら連携し、史跡阿志岐山城跡の保存活用の適切な運営が行える体制とする。本計画を進めるために、土地所有者や関係機関等に本計画への理解と協力を求める。

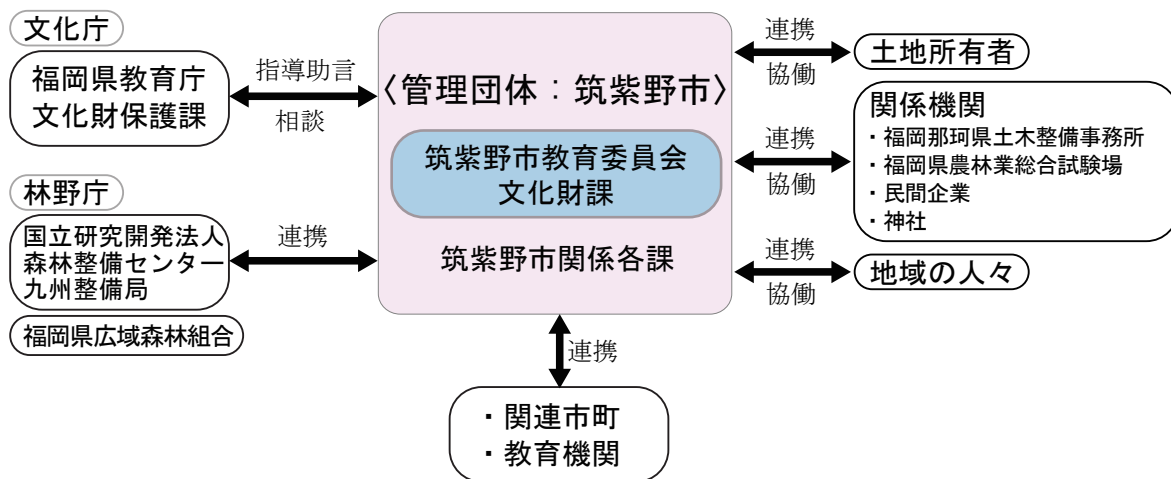


図47 連携体制図

第2節 運営・体制の方法

1. 保存活用の体制の強化（p64、課題 運 - ア）

史跡の保存の観点では、定期的な巡視や集中豪雨や台風等の荒天後の災害復旧などの日常管理が不可欠であり、現在は管理団体である筑紫野市が主体となって実施している。また、活用の観点では、現状では史跡の公開を実施しておらず、常設の学ぶ場所もないため、担当部署で適宜質問等に対応している現状である。

しかし、将来にわたって史跡の保存管理に必要な継続的な日常管理や、史跡の活用を行うためには、地域等の協



写真102 阿志岐山城跡内の巡視

力を得ながら運営・体制を強化する必要がある。

運営・体制を強化するために、管理団体だけでなく地域の内外に関わらず協力を得られるような体制作りを目指す。そのために、まずは関係者や地域へ史跡の本質的価値や本計画の内容を周知して保存活用のための理解を促進し、協力を得られる関係づくりを行う。

その方法としては、本市は管理団体として史跡の理解を深めるために必要な関連情報を関係者や地域へ定期的に連絡し、事業の進捗を相互共有して取り組みの充実に努める。また、調査・研究の成果の公表やその活用を進め、史跡の情報に触れる機会を増やして魅力を感じてもらうことで、史跡阿志岐山城跡を守り育む土壌を育成する。この取り組みを進めることにより、関係者や地域だけでなく史跡を楽しむ人々とも関係を深め、それらの人々などが一体となって史跡阿志岐山城跡を守る協働体制に結びつける。

2. 内部体制の拡充 (p64、課題 運 - ア・イ)

本史跡の保存活用にあたっては、多岐にわたる内容の取り組みが長期間にわたって必要になることが想定される。そのため、管理団体として、それらの取り組みに対応するために必要な人員の確保に努める。取り組みの段階や内容に応じて、市の関連部に史跡の保存活用の協力を求めるなど内部体制の拡充に努める。また、今後の保存活用にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を受けながら取り組み、段階に応じた委員会等を設置して事業を推進する。

3. 関係者等との連携体制の整備 (p64、課題 運 - ウ)

近年、史跡阿志岐山城跡では集中豪雨などで史跡の毀損も相次いでおり、適切に対応するために土地所有者等の関係者と情報を共有できる体制が必要である。また、森林管理や治山・治水部局などの関連機関とも情報の共有を行う必要がある。そのため、各方面と速やかに情報の共有ができるよう、日頃より関係づくりをおこない、連携体制の整備に努める。

4. 関連自治体と横断的な情報共有の継続 (p64、課題 運 - エ)

史跡阿志岐山城跡を適切に保存活用するため、保存管理や活用、整備など様々な視点で先行事例等の情報の収集に努める必要がある。そこで、関連する古代の遺跡や古代山城を保存活用する自治体等との連携を継続し、情報の共有を行う。

第 12 章 今後の取り組み

第 1 節	施策の実施計画	106
第 2 節	進捗確認	107
第 3 節	計画の見直し	108



阿志岐山城跡と御笠一带

第12章 今後の取り組み

第1節 施策の実施計画

史跡阿志岐山城跡保存活用計画の目的は第1章第1節に示すとおり、史跡阿志岐山城跡を適切に保存活用し、次世代につなぐことを目的としている。市内には、阿志岐山城跡以外にも特別史跡基肆城跡をはじめとした合計6つの国史跡が所在しているため、各史跡の事業が重複し同時並行で進行する。さらに、それらの保存活用の取り組みは長期にわたると想定される。

そのため、史跡阿志岐山城跡の保存活用を計画的に取り組むため各項目の実施計画を示す。実施計画では、短期・中期・長期に分け、短期を2026年度から2030年度までの5年間、中期を2031年度から2035年度の5年間とし、長期を2036年度以降と設定する。

事業の実施にあたっては、人員体制や予算の協議を十分に行い、史跡の状況や社会情勢の変化なども踏まえつつ進捗管理をし、必要に応じて内容の見直しを行う。

表28 主な施策の実施時期

主な施策		2026	2030	2035
		短期	中期	長期
保存管理 [第7章]	1. 区域ごとの特性に合わせた保存管理			
	2. 現状変更等の取扱い			
	3. 追加指定			
	3. 公有化			
	4. 文化財の危険箇所の対応			
	5. 保存管理に関わる環境調査			
調査・研究 [第8章]	6. 分収造林団地の対応			
	1. 調査・研究のための体制整備			
	2. 総合的な調査・研究の推進			
活用 [第9章]	3. 調査・研究成果の公開			
	1. 継続的な周知の取り組み			
	2. 史跡の段階的な公開			
	3. 常設で学べる場所の設置			
	4. 多様な方法での情報発信			
	5. 生涯学習や地域と連携した活用の実施			
	6. 教育分野と連携した活用の実施			
	7. 関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施			
整備 [第10章]	8. 市内の観光と連携した活用の実施			
	区域1-1 保存管理のための整備			
	区域1-1 活用のための整備(定期公開に向けて)			
	区域1-2 保存管理のための整備			
	区域1-3 保存管理のための整備			
	区域1-3 活用のための整備			
	区域2 保存管理のための整備			
	区域2 活用のための整備			
運営・体制 [第11章]	区域3 保存管理のための整備			
	1. 保存活用の体制の強化			
	2. 内部体制の拡充			
	3. 関係者等との連携体制の整備			
	4. 関連自治体と横断的な情報共有の継続			

■ 特に実施

■ 常時実施

第2節 進捗確認

これまでに示してきた阿志岐山城跡の保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の施策が効果をあげているか把握する必要がある。そのために、第1節の実施計画で挙げた主な施策を対象項目として、進捗を確認する。

進捗確認は、主な施策に確認項目を設け、表30の点検表を用いて毎年実施する。その確認成果をもとに、改善点の抽出やより良い新たな施策や方針を立案しながら取り組みを進める。確認項目については、今後の社会情勢等の変化に応じて検討し、修正するものとする。

表29 進捗確認表

	主な施策	確認項目
保存管理	区域ごとの特性に合わせた保存管理	実施の状況
	現状変更等の取扱い	届出件数
	追加指定	実施の状況
	公有化	協議件数
	文化財の危険箇所の対応	実施の状況
	保存管理に関わる環境調査	実施の状況
	分収造林団地の対応	協議の状況
調査・研究	総合的な調査・研究の推進	実施件数
	調査・研究成果の公開	実施の状況
活用	継続的な周知の取り組み	実施の状況
	史跡の段階的な公開	実施の状況
	常設で学べる場所の設置	実施の状況
	多様な方法での情報発信	実施の状況
	生涯学習や地域と連携した活用の実施	実施の状況
	教育分野と連携した活用の実施	実施の状況
	関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施	実施の状況
	市内の観光と連携した活用の実施	実施の状況
整備	保存管理のための整備	実施の状況
	活用のための整備	実施の状況
運営・体制	保存活用の体制の強化	協議回数
	内部体制の拡充	職員数
	関係者等との連携体制の整備	協議の状況
	関連自治体と横断的な情報共有	実施の状況

表 30 阿志岐山城跡保存活用計画進捗点検表

令和 年度	主な施策	確認項目	結果
保存管理	区域ごとの特性に合わせた保存管理	実施の状況	
	現状変更等の取扱い	届出件数	
	追加指定	実施の状況	
	公有化	協議件数	
	文化財の危険箇所の対応	実施の状況	
	保存管理に関わる環境調査	実施の状況	
	分収造林団地の対応	協議の状況	
調査・研究	総合的な調査・研究の推進	実施件数	
	調査・研究成果の公開	実施の状況	
活用	継続的な周知の取り組み	実施の状況	
	史跡の段階的な公開	実施の状況	
	常設で学べる場所の設置	実施の状況	
	多様な方法での情報発信	実施の状況	
	生涯学習や地域と連携した活用の実施	実施の状況	
	教育分野と連携した活用の実施	実施の状況	
	関連する古代の遺跡や山城と連携した活用の実施	実施の状況	
整備	保存管理のための整備	実施の状況	
	活用のための整備	実施の状況	
運営・体制	保存活用の体制の強化	協議回数	
	内部体制の拡充	職員数	
	関係者等との連携体制の整備	協議の状況	
	関連自治体と横断的な情報共有	実施の状況	

第3節 計画の見直し

本計画の見直しは、計画期間10年をめどに実施する。ただし、毎年行う進捗確認を分析し、史跡の現状の変化、調査・研究の進捗、周辺環境や社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じて行う。

参考資料

【文化財保護法】

【文化財保護法施行令】

【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令】

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則】

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則】

【史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則】

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則】

※法令及び規則については、(e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/about/e-gov/designguidelines/>) をもとに筑紫野市教育委員会が抜粋して掲載している。

【文化財保護法】

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三〇日法律第二百十四号）
令和四年法律第六十八号による改正

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。
(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)
- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。
- (解除)
- 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九條第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
 - 3 第百十條第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
 - 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九條第三項から第五項までの規定を準用する。
- (管理団体による管理及び復旧)
- 第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
 - 4 第一項の規定による指定には、第百九條第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九條第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三條の二第一項を除く。）及び第百八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
 - 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
 - 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- (現状変更等の制限及び原状回復の命令)
- 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三條第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
 - 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
 - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。
 - 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
- (関係行政庁による通知)
- 第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四條第一項又は第百八十四條の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。
- (復旧の届出等)
- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五條第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三條第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(文化財保存活用大綱)

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第八十三條の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第八十三條の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十二条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第一百二十条、第二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うことができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(出品された重要文化財等の管理)

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条（第八十五条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

【文化財保護法施行令】

文化財保護法施行令（抜粋）

(昭和五十年政令第二百六十七号)
令和四年政令第三百四十八号による改正

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百八十八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号

- イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ル 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ロ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- (出品された重要文化財等の管理)
- 第七条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。
- 2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- (事務の区分)
- 第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令】

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）

（平成三十一年文部科学省令第五号）
令和三年文部科学省令第三十二号による改正

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第九節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第四十条 法第二百二十九条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第四十二条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真
- イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書
- ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書
- ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書
- ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書
- 二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第四十一条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の記載事項）

第四十二条 法第二百二十九条の二第二項第四号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称
- 二 史跡名勝天然記念物の指定年月日
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 その他参考となるべき事項

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。次条第一号において同じ。）
- 二 現状変更等を必要とする理由
- 三 現状変更等の内容及び実施の方法
- 四 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の基準）

第四十三条 法第二百二十九条の二第四項第四号（法第二百二十九条の三第二項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること。
- 二 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。
- 三 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。
- 四 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。
- 五 史跡名勝天然記念物（動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物（自生地を含む。）に限る。）の生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと（前二号に掲げるものを除く。）。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更）

第四十四条 法第二百二十九条の三第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 計画期間の変更
- 二 史跡名勝天然記念物の現状変更等（法第二百五条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。）に関する変更

三 前二号に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（現状変更等の許可の特例の際の様式）

第四十五条 法第二百二十九条の四（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）

平成三十一年文部科学省令第七号による改正

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第

三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には

、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

二 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

平成三十一年文部科学省令第七号による改正

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

【史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則】

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)
平成三十一年文部科学省令第七号による改正

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。

ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法百十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法百十五條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)

平成三十一年文部科学省令第七号による改正

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百十八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

- 2 法第六百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 法第六百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
 - 二 法第六百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡阿志岐山城跡保存活用計画

令和 8 年（2026）3 月

編集・発行 筑紫野市